

11. 家政科 福祉情報専攻 教育課程

(1) 共通基礎科目（各学科・専攻共通）

区分	授業科目名	単位数		授業の形態	開講期(毎週のコマ数)				指定科目					備考	
		必修	選択		1年		2年		教職	情報処理士 [㊟]	食栄養	保育士	音楽療法		
					I期	II期	III期	IV期							
人間学系	宗 教 学	2		講 義	1				※1						
	哲 学 ・ 倫 理 学		2	講 義		1					※1				
	文 化 史		2	講 義		1					※1				
生活学系	日 本 国 憲 法		2	講 義	1				○※1	※1					
	社 会 科 学 (政 治)		2	講 義	1						※1				
	社 会 科 学 (経 済)		2	講 義		1					※1				
生活科学系	自 然 科 学 (物 理)		2	講 義		1					※1				
	自 然 科 学 (化 学)		2	講 義		1					○				
	自 然 科 学 (生 物)		2	講 義	1						○				
語学系	言 葉 と 表 現		2	講 義		1					※1			※1	
	総合英語コミュニケーション		2	演 習	(1)	(1)			○		※1		○	※1	
	英 語 表 現 法		2	演 習	(1)	(1)					※1			※1	
健康学系	健 康 ス ポ ー ツ 論		1	講 義		1			○※1		※1	○※1	○※1	※1	
	ス ポ ー ツ 実 技		1	実 技	1				○		※1	○			
キャリア系	情 報 処 理 I		2	演 習	1				○	○	※1		○		
	キ ャ リ ア デ ザ イン I		2	講 義	1						※1				
	キ ャ リ ア デ ザ イン II		1	講 義	(1)						※1			※2	
特別科目	芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ	0.5		演 習	(1)										
	芸術鑑賞講座・教養講座Ⅱ	0.5		演 習			(1)								
合 計		3	29		8	9									

○は必修科目。※1開講期は、学科専攻により異なる場合がある。 ※2就職部が運営する実践的な就職活動支援科目。

単位互換制度

郡山女子大学をはじめ、学園内に設置されている放送大学等、県内16大学・短大間での単位互換の制度がある。ここで修得した単位は共通基礎科目の単位に換算される。

(2) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

家政科福祉情報専攻では高齢化ならびに情報化が進む現代の社会において活躍できるよう、衣・食・住を中心とした生活基礎力に加え、コンピュータ・スキルや情報リテラシーを身につけ、高齢者介護への対応力を備えた、総合的な人間力をもった人物の養成を目指している。

そのために全学共通の教養科目では人間性を、本専攻の家政学系、福祉系、情報系、ビジネス系の専門教育科目では幅広い理論と実践力を養い、ケアマインドをもった優れた人材として社会に送り出すことを目的とし、高い「家事能力」と「IT 技能」を併せ持つ介護職員、「介護の心得」を備えた一般企業人、「福祉」と「情報」分野に特化した家庭科教員など、専門性の連動による充実した資格取得ができるようにカリキュラムを編成している。

なお、1年次には、主に「介護職員初任者研修修了」、「情報処理士」、「中学校教諭二種免許状 家庭」の資格関連の多くの科目を開講し、2年次には就職対策としての基礎能力や人間形成のための科目を中心に開講している。

1. 家政学系科目では、人間の生活に関わる衣・食・住に関連する科目を講義と実習授業として開講し、時代のニーズに合った新しい家庭生活の運営に必要な生活力つける為の科目を開講している。
2. 福祉系科目では、1年次「介護職員初任者研修修了」資格が取得できる様に科目を配置するとともに、ボランティア活動や2年次に開講している「手話」、「カウンセリング演習」などの科目を通して、専門知識と実践的な技能及びケアマインドを持った介護職員が育成できるカリキュラムとしている。
3. 情報系科目では、社会生活に不可欠な情報活用能力を育成し、企業人の基礎力として求められている IT スキルと「情報概論」、「情報倫理」、「情報メディア論」等の理論を幅広く学び、情報処理士資格取得に関連付けた科目を中心に開講している。
4. ビジネス系科目では、基礎力、コミュニケーション力やホスピタリティの育成を目指す編成とし、授業形態は演習を原則としている。特に「ビジネス基礎」は必修科目として、少人数のゼミ形式で行うとともに、学科の専任教員によるオムニバス方式によって1年間指導し、キャリア形成をサポートする授業を行なっている。
5. 資格取得に必要な科目の多くは、同時に卒業要件としての必修科目でもあるため、効率の良いカリキュラム編成である。また、演習、実習科目を多く開講して個別指導に力を注ぎ、自ら学ぶ力を育成している。

(3) 専門科目

区分	授業科目名	開講単位数	卒業必修・選択の別		授業の形態					資格に必要な科目						開講期 (毎週のコマ数)				備考
			必修	選択	講義	演習	実技	実習	教職	情報処理士 [㊟]			1年		2年					
										必修	I群	II群	III群	I期	II期	III期	IV期			
家政学系	家庭経営学	2	2		2				2								1		家庭経済学を含む	
	家族関係学	2	2		2				2									1		
	被服学概論	2	2		2				2									1		
	被服構成実習	2	2					2	2						2	2				
	服飾手芸	2		2		2											1			
	食物学	2	2		2				2									1	調理学を含む	
	栄養学	2	2		2				2	2								1	食品学を含む	
	調理実習Ⅰ	2	2					2	2						2	2				
	調理実習Ⅱ	1		1														2		
	住居学	2	2		2				2								1			
福祉学系	福祉住環境論	2		2	2													1		
	保育学	2	2		2				2									1	実習を含む	
	生活支援技術	2		2	2					2					1					
	社会福祉概論	2	2		2				2	2					1					
	介護サービス概論	2		2	2					2					1				学外実習を含む	
	介護概論	2	2		2				2	2					1				学外実習を含む	
	医学一般	2		2	2				2	2					集中					
	介護技術	2		2			2			2					2					
	手話	2		2		2													1	
	カウンセリング演習	2		2		2													1	
福祉学系	ボランティア活動Ⅰ	1	1			1								1	集中				学外活動を含む	
	ボランティア活動Ⅱ	1	1			1											集中		学外活動を含む	
	パソコン演習Ⅰ	2		2		2				2	2						1			
情報学系	パソコン演習Ⅱ	2		2		2													1	
	情報処理Ⅱ	2		2		2				2	2					1				
	情報倫理	2	2		2					2	2							1		
	情報メディア論	2		2	2							2						1		
	コミュニケーションデザイン	2		2		2						2			集中					
	情報基礎学	2		2	2						2							1		
	情報概論	2		2	2					2							1			
ビジネス系	ビジネス基礎Ⅰ	1	1			1					1		1			1				
	ビジネス基礎Ⅱ	1	1			1					1		1				1			
	情報コミュニケーション論	2	2		2					2		2		1						
	人間関係論	2		2	2														1	
	ビジネスホスピタリティ	2	2			2													1	
	インターンシップ(福祉・情報)	1		1				1						1			1		学外実習を含む	
	基礎能力トレーニング	1	1			1											1			
計	37科目	67	33	34	38	21	2	6	18	8	12	12	10	6	2	11	9	12	9	

注1) 情報処理士[㊟]は、必修科目に加えてⅠ・Ⅱ群で2単位以上を選択必修とし、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ群で計12単位以上の単位

修得が資格取得の条件である。

2) GPA 活用

- ・ 情報処理士[㊟]の資格取得において、資格取得必修要件7科目のGPAが1.5以上であることを目標とする。
- ・ GPA1.5（特待生についてはGPA2.5）以下の学生に対し、学修指導を行う。
- ・ 学園長賞選考の際の参考資料とする。
- ・ 前の学期までの成績優秀者（GPA2.5以上）には、CAP制度の上限単位数を60単位とすることを認める。

(4) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

家政科福祉情報専攻では、建学の精神である「尊敬・責任・自由」をよく理解して、幅広い教養と感性の教育を基本に自己確立を図り、女性の特性を活かして「私がいるとき、私が役立つ」ことができる人間として成長するとともに、本専攻の教育の目標に基づくカリキュラムを履修し、卒業に必要な単位数を修得し、下記の能力を備えた学生に卒業を認定し、短期大学士（家政学）を授与する。

1. 生活の基本である衣・食・住の科学的知識に基づく実践力を活用して、時代のニーズに合った新しい家庭生活を営むために必要な生活技術を身につけている。
2. 奉仕の心とケアマインドを基本に高齢者・要支援者の特性を理解し、生活支援の技術と知識を修得し、地域社会に貢献できる行動力を有している。
3. ビジネス社会で役立つ人間として活躍するために、情報リテラシーとITスキルならびにプレゼンテーションスキル等の汎用的技術を身につけ、即戦力となり得る論理的思考力を有している。
4. 社会のルールを理解した倫理・道徳観を備えた人間として、ビジネスマナー、ホスピタリティ、礼儀作法ならびに美しい立ち居振る舞いを身につけ、さらに「思いやりの心」と「おもてなしの心」をもって周囲と接することができる自己管理能力を有している。
5. 幅広い学問を学ぶことによって豊かな創造力と人間性を培い、柔軟性のある論理的思考力と社会の変化を見極める力を身につけ、周囲と円滑に対応できるコミュニケーション力と適切な問題解決力・主体的行動力を有している。

(5) 免許状(証)及び資格等を取得するための教育課程

前記11. 教育課程に記した教育課程は、本学の各科、専攻を卒業するために必要な必修単位と各自の選択にて修得すべき単位とを明らかにしたものであるが、この他本学においては、次に示すような各種免許状(証)及び資格を取得するための課程が認定されており、それに必要な授業科目が開設されている。なお、このために各科において修得しなければならない授業科目及び単位については、11. 教育課程のカリキュラム表の備考欄及び(注)に明記してあるのでよく注意すること。

科・専攻	取得可能な免許状(証)及び資格の種類
家政科福祉情報専攻	中学校教諭二種免許状「家庭」、介護職員初任者研修修了、情報処理士 [㊟] 、社会福祉主事（任用資格）

1) 教職に関する科目

中学校教諭二種免許状取得に必要な科目及び単位数 (家政科福祉情報専攻・生活芸術科・音楽科共通)

区 分	授 業 科 目 名	授業の形態	開 講 単 位 数	開講期(毎週のコマ数)				指定科目			備 考
				1 年		2 年		家 庭	美 術	音 楽	
				I 期	II 期	III 期	IV 期				
教 職 の 意 義 等 に 関 す る 科 目	教 職 論	講 義	2	1				○	○	○	
教育の基礎理論 に関する科目	教 育 原 理	講 義	2	1				○	○	○	教育課程の意義と編成の方法(総論)を含む
	教 育 心 理	講 義	2	1				○	○	○	
教育課程及び 指導法に関する 科 目	教科教育法Ⅰ(家庭)	講 義	2		1			○			教育課程の意義と編成の方法(各論)を含む
	教科教育法Ⅱ(家庭)	講義・演習	2		1			○			教育方法論含む
	教科教育法Ⅰ(美術)	講 義	2	1					○		教育課程の意義と編成の方法(各論)を含む
	教科教育法Ⅱ(美術)	講義・演習	2		1				○		教育方法論含む
	教科教育法Ⅰ(音楽)	講 義	2	1						○	教育課程の意義と編成の方法(各論)を含む
	教科教育法Ⅱ(音楽)	講義・演習	2		1					○	教育方法論含む
	道徳教育の理論と方法	講 義	2		1			○	○	○	
	特 別 活 動 論	講 義	2			1		○	○	○	
生徒指導・教育 相談及び進路指 導に関する科目	生 徒 指 導 論	講 義	2		1			○	○	○	
	進 路 指 導 論	講 義	1		1			○	○	○	
	教 育 相 談 論	講 義	1		1			○	○	○	
教 育 実 習	教 育 実 習 Ⅰ	講 義	1			1		○	○	○	事前指導・事後指導
	教 育 実 習 Ⅱ	実 習	4			3週間		○	○	○	現場実習
教職実践演習	教 職 実 践 演 習	演 習	2				1	○	○	○	
計			33	5	8	3	1	25	25	25	

以上の外「教育職員免許法の特例に関する法律」(平成9年法律第90号)「介護等体験特例法」に基づく介護等の体験を7日間しなければならない。社会福祉施設における介護等体験5日間、特別支援学校における介護等体験2日間はⅢ・Ⅳ期に実施する。合わせて、大学で実施する介護等体験のオリエンテーションにも必ず出席しなければならない。

教育実習Ⅰ・Ⅱについては、別に定める条件を満たさないと履修できない。また、当該科目の単位履修・修得は、同年度におけるⅠ・Ⅱの同時履修・修得を原則とする。

区 分	授 業 科 目 名	授業の形態	開 講 単 位 数	開講期(毎週のコマ数)				指定科目			備 考
				1 年		2 年		家 庭	美 術	音 楽	
				I 期	II 期	III 期	IV 期				
特 別 科 目	教職キャリアデザインⅠ	講 義	2		1						他学年生の受講も可 ※
	教職キャリアデザインⅡ	講 義	2			1					他学年生の受講も可 ※

※教職免許を取得するための必修科目ではない。

(6) 関係法令等の抜粋

この手引きの1～11までは各学生が本学のそれぞれの科を卒業するために必要な単位及びそれらを修得するための諸規定、手続きについて述べてきたが、この章ではそれらの基礎となっている関係諸法令の重要部分の抜粋を示す。各自に関係ある部分は熟読してよく理解すること。

1) 短期大学に関するもの（全科に共通）

○学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)(平成19年法律第96号改正)

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2. 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。
3. 前項の大学は、短期大学と称する。
4. 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
5. 第2項の大学には、学科を置く。
6. 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
7. 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に編入学することができる。
8. 第97条の規定は、第2項の大学については適用しない。

○学校教育法施行規則(昭和22年5月23日 文部省令第11号)(平成19年文科令40号改正)

第142条第2項 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格(略) その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準(昭和51年文部省令第21号)(略)の定めるところによる。

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

○短期大学設置基準(昭和50年4月28日 文部省令第21号)(平成19年文科令22号改正)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2. 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。第三号省略
3. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

2) 教育職員免許状に関するもの（家政科福祉情報専攻、幼児教育学科、生活芸術科及び音楽科に共通）

本学の正規の課程は、教育職員免許法(昭和24年5月31日法律147号)第5条第1項の規定に基く、免許状の所要資格を得させるための正規の課程としての認可を受け、昭和29年4月より中学校教諭二種普通免許状「家庭」、昭和30年4月より同じく「美術」及び幼稚園教諭二種普通免許状を、昭和43年4月より中学校教諭二種普通免許状「音楽」を得させるための課程を設け、それに必要な授業科目を開設している。また、昭和43年4月より上記各免許状の所要資格を得させるための聴講生(科目等履修生)の課程としての認可を受け卒業生及び一般の人々の免許状取得又は上進に資している。

以下に関係法令の抜粋を記す。

○教育職員免許法（昭和24年5月31日 法律第147号）（平成20年法律第73号改正）

- 第1条 この法律は教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。
- 第2条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。
- 第2項、3項、4項、5項省略
- 第5条 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- 一 18歳未満の者
 - 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めたと者を除く。
 - 三 成年被後見人又は被保佐人
 - 四 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 五 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 六 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 第2項、3項、4項、5項、6項省略
7. 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

別 表 第 1（第5条関係）

第 1 欄 所要資格 免許状の種類		第 2 欄 基 礎 資 格	第 3 欄 大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する 科 目	教職に関する 科 目	教科又は教職 に関する科目	特別支援教育 に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	

- 備考 1. この表における単位の修得方法については、文部省令で定める（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする）。
2. 2の2. 省 略

- 2の3. 第2欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
3. 省 略
4. この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
5. 第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- イ. 文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ. 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの
6. 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
7. 省 略
8. 省 略
9. 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

○教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日 文部省令第26号）（平成22年文科令9号改正）

- 第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。
- 第1条の2 免許法別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（略）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項（略）に定める基準によるものとする。
- 第2条 免許法別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。
2. 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。
- 第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計20単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。

第 1 欄	第 2 欄
免許教科	教 科 に 関 す る 科 目
音 楽	ソルフェージュ 声楽（日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

備考 1. 第2欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。）

2. 3. 省略

第6条 免許法別表第1に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第 1 欄	最 低 修 得 単 位 数											第5欄	第6欄								
	第 2 欄	第 3 欄				第 4 欄				第 5 欄											
教 職 に 関 する 科 目	教 職 の 意 義 等 に 関 する 科 目	教 育 の 基 礎 理 論 に 関 する 科 目				教 育 課 程 及 び 指 導 法 に 関 する 科 目				生 徒 指 導、教 育 相 談 及 び 目 録 指 導 等 に 関 する 科 目			教 育 実 習	教 職 美 術 演 習							
右 項 の 各 科 目 に 含 め る 事 項	教 職 の 意 義 及 び 教 員 の 役 割 等	教 育 の 理 念 並 び に 教 育 に 関 する 歴 史 及 び 思 想	進 路 選 択 に 資 する 各 種 の 機 会 の 提 供 等	教 員 の 職 務 内 容（研 修、服 務 及 び 身 分 保 障 等 を 含 む。）	幼 児、児 童 及 び 生 徒 の 心 身 の 発 達 及 び 学 習 の 過 程（障 害 の 有 る 幼 児、児 童 及 び 生 徒 の 心 身 の 発 達 及 び 学 習 の 過 程 を 含 む。）	教 育 に 関 する 社 会 的、制 度 的 又 は 経 営 的 事 項	教 育 課 程 の 意 義 及 び 編 成 の 方 法	各 教 科 の 指 導 法	道 徳 の 指 導 法	特 別 活 動 の 指 導 法	教 育 の 方 法 及 び 技 術（情 報 機 器 及 び 教 材 の 活 用 を 含 む。）	教 育 課 程 の 意 義 及 び 編 成 の 方 法	保 育 内 容 の 指 導 法	教 育 の 方 法 及 び 技 術（情 報 機 器 及 び 教 材 の 活 用 を 含 む。）	生 徒 指 導 の 理 論 及 び 方 法	進 路 指 導 の 理 論 及 び 方 法	幼 児 理 解 の 理 論 及 び 方 法	教 育 相 談（カ ウ ン セ リ ン グ に 関 する 基 礎 的 な 知 識 を 含 む。）の 理 論 及 び 方 法	2	5	2
幼 稚 園 教 諭	専 修 免 許 状	2	6				18				2			5	2						
	一 種 免 許 状	2	6				18				2			5	2						
	二 種 免 許 状	2	4				12				2			5	2						
中 学 校 教 諭	専 修 免 許 状	2	6 (5)				12 (6)				4 (2)			5(3)	2						
	一 種 免 許 状	2	6 (5)				12 (6)				4 (2)			5(3)	2						
	二 種 免 許 状	2	4 (3)				4 (3)				4 (2)			5(3)	2						

備考 1. 教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。

2. 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領、同令第52条に規定する小学校学習指導要領、同令第74条に規定する中学校学習指導要領又は同令第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
3. 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。
4. 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等のうち6以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。）についてそれぞれ2単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
5. 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位以上を修得するものとする。
6. 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。
7. 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては小学校、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては幼稚園及び中学校、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。
8. 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする。（第7条第1項及び第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）
9. 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第18項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）又は、小学校（特別支援学校の小学部及び附則第18項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
10. 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第18項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに附則第18項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
11. 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除

く。)の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする(第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。)

12. 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位)まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教育実践演習にあつては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
13. 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
14. 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編制の方法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)の単位のうち、2単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位)までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。
15. 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導方法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもってあてることができる。
16. 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。
17. 括弧内の数字は、免許法別表第1備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位とする。

第66条の6 免許法別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位とする。

3) 介護職員初任者研修課程に関するもの

○福島県介護職員初任者研修事業実施要綱(抄)

第1条 この要綱は、介護職員初任者研修事業(以下「研修事業」という。)について、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成18年3月厚生労働省告示第219号)及び「介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修関係)」(平成24年3月28日付老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知)に定めるもののほか、必要な事項を定め、知識と技術を有する介護職員の養成を図ることを目的とする。

第2条 研修事業の時間数は130時間とする。

5. 研修期間は、原則として8か月以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、16か月以内とすることができる。

第13条 事業者は、受講希望者の募集に当たり、次の内容を明示した学則を定め、受講希望者に配布するとともに、研修事業の内容について誤解のないよう説明し、受講希望者から問い合わせがあったときは、適切に取り扱わなければならない。

- (1) 事業者の名称及び所在地
- (2) 研修の名称

- (3) 研修課程及び形式
- (4) 開講の目的
- (5) 研修期間
- (6) 研修日程及び講師氏名
- (7) 講義及び演習の実施場所
- (8) 実習施設 ※実習を活用する場合
- (9) 使用テキスト
- (10) 対象者又は受講資格（募集人数を含む）
- (11) 受講手続き及び本人確認の方法
- (12) 受講費用及び支払い方法
- (13) 解約条件及び返金の有無
- (14) 研修修了の認定方法
- (15) 欠席、遅刻及び早退の取り扱い
- (16) 研修を欠席等した者に対する補講の取り扱い、費用
- (17) 課程編成責任者
- (18) 法人の苦情相談窓口・連絡先
- (19) 事業所の苦情相談窓口・連絡先
- (20) その他受講に係る注意事項

2. 事業者は、法人及び事業所毎に相談窓口を設置し、受講者からの問い合わせ又は苦情等に適切に対処しなければならない。

3. 事業者は、第1条に掲げる関係法令及び本要綱を事務所に備え付け、受講者から求めのあったときは閲覧させるものとする。

4は省略

5. 事業者は、受講者の出席状況及び成績、講師の指導状況等を確実に把握し、それに関する書類を保存しなければならない。

6. 事業者は、事業の運営上知り得た受講者に係る個人情報の保持について、十分留意しなければならない。

7. 事業者は、受講者が実習において知り得た個人情報の保持について十分に留意するとともに、絶対に他人に漏らすことのないよう指導しなければならない。

8. 知事は、事業者が、受講者からの問い合わせ又は苦情に対し、適切に応じないときは、代わりにこれを受け付け、事業者を指導するものとする。

9. 事業者は、受講者及び修了者の情報を適切に保管するとともに、受講者及び修了者から姓、住所等の変更の申し出があったときは、これを受け付け更新しなければならない。

第17条 事業者は、別紙1に定めた科目のすべてを受講し、かつ前条の修了評価により基準に達したことが確認された受講者に対し、修了証明書（様式第10号（携帯用を含む））を交付する。

第22条 事業者は、研修事業の修了者から、第17条第1項に基づく修了証明書の再交付を求められたときは、適切に取り扱わなければならない。

附則

1. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

4) 情報処理士[㊟]に関するもの

○情報処理士[㊟]資格認定に関する規定（抜粋）

[資格の授与]

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）は、本規程に定める要件を満たした者に情報処理士の資格を授与する。

〔資格の使用〕

第2条 情報処理士の資格は、本協会の資格認定証を授与された者でなければ、使用することができない。

〔資格の取得〕

第3条 情報処理士の資格を取得しようとする者は、当該大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）において、次に示す必修科目及び選択科目合わせて16単位以上を履修し、単位修得するものでなければならない。

必修科目 （2科目 4単位以上）

「情報処理総論」（講義又は演習）2単位以上

「情報処理実務」（演習又は実習）2単位以上

選択科目 （次の3群からそれぞれの必要単位数を満たし、計12単位以上）

I群「情報処理知識・スキル分野」2単位以上

II群「キャリア・教養分野」2単位以上

III群「総合的実践実務分野」

2 当該資格の教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。

3 当該資格の各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。

4 「情報活用力診断テストRasti」（「ICT利活用力推進機構」主催）を受験し、得点が450点以上の者については、

「情報処理総論」もしくは「情報処理実務」に代えて、Rasti得点証明書を以って申請をすることができる。

5 大学が認めた場合は、科目等履修生に資格単位を修得させることができる。

6 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。

第4条～第7条 省略

第8条 情報処理士資格認定証は、当該大学長の申請に基づき授与する。

2 省略

〔申請年度等〕

第9条 前条の申請は、課程認定承認年度以降、第3条の要件を満たした者から適用する。

2 申請の期限は、毎年7月末日及び11月末日とし、資格認定証は科目単位修得確定後、当該申請大学の学長に送付する。

〔申請費用〕

第10条 申請に要する費用は、1件あたり5,000円とする。

〔資格認定証の様式〕

第11条 資格認定証の様式は、別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

○情報処理士[㊟]資格に関する教育課程

家政科福祉情報専攻では、情報処理士[㊟]としてバランスよく、より深く学んだ上で資格を認定するために、必修科目を「情報処理士[㊟]資格認定に関する規定」よりも多く設定している。

規定要件区分	科目名	共通・専門区分	単位数	授業形態	学科規定での必修・選択
必修	情 報 概 論 (情報処理総論に相当)	専 門	2	講義	必修
	情 報 処 理 I (情報処理実務に相当)	共 通 基 礎	2	演習	必修
I 群	パ ソ コ ン 演 習 I	専 門	2	演習	必修
	情 報 処 理 II	専 門	2	演習	必修
	情 報 倫 理	専 門	2	講義	必修
	コミュニケーションデザイン	演 習	2	演習	選択
	情 報 基 礎 学	専 門	2	講義	選択
II 群	情 報 メ デ ィ ア 論	専 門	2	講義	選択
	情報コミュニケーション論	専 門	2	講義	必修
	ビ ジ ネ ス 基 礎 I	専 門	1	演習	必修
	ビ ジ ネ ス 基 礎 II	専 門	1	演習	必修
III 群	インターンシップ(福祉・情報)	専 門	1	実習	選択
	ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 I	専 門	1	演習	選択

12. 家政科 食物栄養専攻 教育課程

(1) 共通基礎科目（各学科・専攻共通）

区分	授業科目名	単位数		授業の形態	開講期(毎週のコマ数)				指定科目					備考	
		必修	選択		1年		2年		教職	情報処理士 [㊟]	食物栄養	保育士	音楽療法		
					I期	II期	III期	IV期							
人間学系	宗 教 学	2		講 義	1				※1						
	哲 学・倫 理 学		2	講 義		1					※1				
	文 化 史		2	講 義		1					※1				
生活学系	日 本 国 憲 法		2	講 義	1				○※1	※1					
	社 会 科 学(政治)		2	講 義	1						※1				
	社 会 科 学(経済)		2	講 義		1					※1				
生活科学系	自 然 科 学(物理)		2	講 義		1					※1				
	自 然 科 学(化学)		2	講 義		1					○				
	自 然 科 学(生物)		2	講 義	1						○				
語学系	言 葉 と 表 現		2	講 義		1					※1				※1
	総合英語コミュニケーション		2	演 習	(1)	(1)			○		※1		○		※1
	英 語 表 現 法		2	演 習	(1)	(1)					※1				※1
健康学系	健 康 ス ポ ー ツ 論		1	講 義		1			○※1	※1		○※1	○※1		※1
	ス ポ ー ツ 実 技		1	実 技	1				○		※1	○			
キャリア系	情 報 処 理 I		2	演 習	1				○	○	※1		○		
	キ ャ リ ア デ ザ イン I		2	講 義	1						※1				
	キ ャ リ ア デ ザ イン II		1	講 義	(1)						※1				※2
特別科目	芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ	0.5		演 習	(1)										
	芸術鑑賞講座・教養講座Ⅱ	0.5		演 習			(1)								
合 計		3	29		8	9									

○は必修科目。※1開講期は、学科専攻により異なる場合がある。 ※2就職部が運営する実践的な就職活動支援科目。

単位互換制度

郡山女子大学をはじめ、学園内に設置されている放送大学等、県内16大学・短大間での単位互換の制度がある。ここで修得した単位は共通基礎科目の単位に換算される。

(2) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

家政科食物栄養専攻は、食と栄養に関する専門知識と実践力からなる専門性を発揮して、健康で豊かな生活を営むことができる人間の育成を進めている。この教育目的を果たすため、社会の期待に応える栄養士とフードスペシャリストの養成を教育目標とする。このため、次のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）により、「単位の実質化」に配慮して入学から卒業まで効果的な学修が行えるようカリキュラムを編成する。

1. 建学の精神と専門科目の理解に必要な共通基礎科目、食と栄養に関する基本的な専門科目を卒業必修科目として開講する。
2. 建学の精神に基づく人格形成と専門の探求のための科目を選択科目として開講する。
3. 栄養士とフードスペシャリストの養成を目標に栄養士課程とフードスペシャリスト課程を設け、必要な科目をそれぞれの課程の必修科目として開講する。

4. 栄養士課程の必修科目で栄養士業務の実務を学ぶ給食論実習 III（校外実習）には履修要件を設けて、履修する学生のレベルを対外的に保証する。
5. 高等学校までの復習を含む基礎的科目として、基礎自然科学、自然科学（生物）、自然科学（化学）を1年次に必修科目として開講する。
6. 基本的な科目から応用的な科目へと系統的に学べるように開講時期を配置する。
7. 卒業学年の12月に実施されるフードスペシャリスト資格認定試験と栄養士実力認定試験に対応できるよう開講時期を調整する。

(3) 専門科目

区 分	授 業 科 目 名	開 講 単 位 数	卒業必修・ 選択の別		授業の形態			栄 養 士 必 修	フ ィ ド ス シ ャ リ ス ト 必 修	開講期(毎週のコマ数)				備 考
			必 修	選 択	講 義	演 習	実 習 等			1 年		2 年		
										I 期	II 期	III 期	IV 期	
専門基礎科目	家 政 学 概 論	2	2		2					1				
	食 生 活 論	2	2		2			2			1			
社会生活と健康	公 衆 衛 生 学	2	2		2			2					1	
	社 会 福 祉 概 論	2	2		2			2					1	
人体の構造と 機 能	解 剖 学	2	2		2			2		1				
	生 理 学	2	2		2			2		1				
	生 化 学	2	2		2			2				1		
	病 理 学	2	2		2			2				1		
	解剖生理学実験Ⅰ	1		1			1	1		2				
	解剖生理学実験Ⅱ	1		1			1	1			2			
食 品 と 衛 生	食 品 学Ⅰ	2	2		2			2	2		1			
	食 品 学Ⅱ	2	2		2			2	2			1		
	食 品 衛 生 学	2	2		2			2	2		1			
	食 品 学 実 験	1		1			1	1	1		2			
	食 品 衛 生 学 実 験	1		1			1	1				2		
	食 品 鑑 別 論Ⅰ	2		2		2			2			1		
栄 養 と 健 康	食 品 鑑 別 論Ⅱ	2		2		2			2				1	
	基 礎 栄 養 学	2	2		2			2	2	1				
	応 用 栄 養 学Ⅰ	2	2		2			2			1			
	応 用 栄 養 学Ⅱ	2	2		2			2				1		
	臨 床 栄 養 学	2	2		2			2				1		
	基 礎 栄 養 学 実 習	1		1			1	1			2			
	応 用 栄 養 学 実 習	1		1			1	1				2		
栄 養 の 指 導	臨 床 栄 養 学 実 習	1		1			1	1					2	
	公 衆 栄 養 学	2	2		2			2					1	
	栄 養 指 導 論 総 論	2	2		2			2				1		
	栄 養 指 導 論 各 論	2	2		2			2					1	
	栄 養 指 導 論 実 習Ⅰ	1		1			1	1				2		
	栄 養 指 導 論 実 習Ⅱ	1		1			1	1					2	
給 食 の 運 営	給 食 計 画・実務論	2	2		2			2			1			
	調 理 学	2	2		2			2	2	1				
	給 食 論 実 習Ⅰ	1	1				1	1		2				
	給 食 論 実 習Ⅱ	2	2				2	2				4		校内実習
	給 食 論 実 習Ⅲ	1		1			1	1					2週	校外実習
	調 理 学 実 習Ⅰ	1	1				1	1	1	2				
そ の 他	調 理 学 実 習Ⅱ	1	1				1	1	1		2			
	食 商 品 学	2	2		2				2				1	
	フーズコーディネータ論	2	2		2				2			1		
	基 礎 自 然 科 学	2	2		2					1				
	栄 養 士 特 論	1		1		1		1					1	
	フーズスペシャリスト特論	1		1		1			1				1	
卒 業 研 究	2		2			2					2	2		
計	42 科 目	69	51	18	46	6	17	52	24	12	13	20	14	

注1) 卒業要件は充足したが、「上記に記載の栄養士免許取得のために必要な科目」の一部が未修得で栄養士免許が取得できなかった場合、卒業後に本学において科目等履修生として不足単位を修得すれば栄養士免許取得の資格を得ることができる。

2) 卒業要件は充足したが「フードスペシャリスト」欄に記載するフードスペシャリスト資格を取得のために必要な科目の一部が未修得でフードスペシャリスト資格が取得できなかった場合、卒業後に本学において科目等履修生として不足単位を修得すればフードスペシャリスト資格の認定試験受験資格を得ることができる。

3) 給食論実習Ⅲの履修生としての資格要件

給食論実習Ⅲの履修を希望する学生は、次の要件を満たしていなければならない。

- ① 栄養士課程履修費が納入されている。
- ② 栄養士課程必修科目でⅢ期までに開講されている科目の単位を全て修得している。
- ③ 1年次のGPAが1.4以上である。
- ④ 本学の「建学の精神」を理解し、実践しているとみなされる。

なお、本基準に合わず在学中に給食論実習Ⅲを履修することが出来なかった学生が、卒業後に栄養士免許を取得したいために、科目等履修生として給食論実習Ⅲを履修したい場合は、申し出により面接を行い、検討した上で履修を認める場合がある。

4) GPA活用

- ① 給食論実習Ⅲ履修のための資格要件とする。履修生としての資格要件の詳細は注3)「3.給食論実習Ⅲの履修生としての資格要件」に記載。
- ② GPA1.5未満の学生には学修指導を行う。
- ③ 各種表彰者選出の参考とする。
- ④ 前の学期までの成績優秀者（GPA2.5以上）にはCAP制度の上限単位数を60単位とすることを認める。

(4) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

学科の目的に鑑み、本学所定の単位を修得し、次の成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士(家政学)の学位を授与する。

1. 食と健康の関わりについて科学的に理解する能力を修得している。
2. 健康的な食生活を実践するための基本的技術が身についている。
3. 食と栄養の専門性を発揮して、サービスの精神に基づいて社会に貢献する素養が身についている。
4. 論理的思考と倫理観によって、食と栄養に関わる諸問題に対処する能力を修得している。

(5) 免許状(証)及び資格等を取得するための教育課程

前記 12. 教育課程に記した教育課程は、本学の各科、専攻を卒業するために必要な必修単位と各自の選択にて修得すべき単位とを明らかにしたものであるが、この他本学においては、次に示すような各種免許状(証)及び資格を取得するための課程が認定されており、それに必要な授業科目が開設されている。なお、このために各科において修得しなければならない授業科目及び単位については、12. 教育課程のカリキュラム表の備考欄及び(注)に明記してあるのでよく注意すること。

科・専攻	取得可能な免許状(証)及び資格の種類
家政科 食物栄養専攻	栄養士免許、フードスペシャリスト資格認定試験受験資格、専門フードスペシャリスト資格認定試験受験資格

(6) 関係法令等の抜粋

この手引きの1～10,12までは各学生が本学のそれぞれの科を卒業するために必要な単位及びそれらを修得するための諸規定、手続きについて述べてきたが、この章ではそれらの基礎となっている関係諸法令の重要部分の抜粋を示す。各自に関係ある部分は熟読してよく理解すること。

1) 短期大学に関するもの（全科に共通）

○学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)(平成19年法律第96号改正)

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2. 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。
3. 前項の大学は、短期大学と称する。
4. 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
5. 第2項の大学には、学科を置く。
6. 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
7. 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に編入学することができる。
8. 第97条の規定は、第2項の大学については適用しない。

○学校教育法施行規則(昭和22年5月23日 文部省令第11号)(平成19年文科令40号改正)

第142条第2項 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格(略)その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準(昭和51年文部省令第21号)(略)の定めるところによる。

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

○短期大学設置基準(昭和50年4月28日 文部省令第21号)(平成19年文科令22号改正)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2. 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。第三号省略
3. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

2) 栄養士免許に関するもの

本学家政科食物栄養専攻は、栄養士法第2条の規定に基く栄養士養成施設として、昭和28年4月より栄養士の養成を行っている。

以下に関係法令の抜粋を記す。

○栄養士法(昭和22年12月29日法律第245号)(最終改正 平成19年6月27日法律第96号)

[栄養士及び管理栄養士の定義]

第1条 この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

- 2 この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

〔免許〕

- 第2条 栄養士の免許は、厚生労働大臣が指定した栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。
- 2 養成施設に入所することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者とする。
- 3 管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

〔免許の欠格条項〕

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者には、栄養士又は管理栄養士の免許を与えないことがある。
- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

〔免許証〕

- 第4条 栄養士の免許は、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによって行う。
- 2 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたときは、栄養士免許証を交付する。
- 3 管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄養士名簿に登録することによって行う。
- 4 厚生労働大臣は、管理栄養士の免許を与えたときは、管理栄養士免許証を交付する。

〔免許の取消等〕

- 第5条 栄養士が第3条各号のいずれかに該当するに至ったときは、都道府県知事は、当該栄養士に対する免許を取り消し、又は1年以内の期間を定めて栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。
- 2 管理栄養士が第3条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生労働大臣は、当該管理栄養士に対する免許を取り消し、又は1年以内の期間を定めて管理栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。

〔受験資格〕

- 第5条の3 管理栄養士国家試験は、栄養士であって次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
- 一 修業年限が2年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において3年以上栄養の指導に従事した者
- 二 修業年限が3年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において2年以上栄養の指導に従事した者
- 三 修業年限が4年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において1年以上栄養の指導に従事した者
- 四 修業年限が4年である養成施設であって、学校（学校教育法第1条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者

○栄養士法施行令（昭和28年8月31日政令第231号）（最終改正 平成13年9月5日政令第287号）

〔免許の申請等〕

- 第1条 栄養士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、それを住所地の都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 管理栄養士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 管理栄養士免許証の交付は、住所地の都道府県知事を経由して行うものとする。

〔養成施設の指定の基準〕

- 第10条 法第2条第1項の規定による養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。
- 一 入所資格は、法第2条第2項又は第12条第1項に規定する者であること。
- 二 修業年限は、2年以上であること。

- 三 教育の内容、施設の長の資格、教員の組織、数及び資格、学生又は生徒の定員、同時に授業を行う学生又は生徒の数、施設の構造設備、機械、器具、図書その他の備品並びに施設の経営の方法に関し、それぞれ厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

○栄養士法施行規則（昭和23年1月16日厚生省令第2号）（最終改正 平成21年3月31日 省令第83号）

[養成施設の指定の基準]

第9条 令第10条第3号の規定による厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 教育の内容は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校をいう。以下同じ。）にあっては別表第1、それ以外の施設にあっては別表第2に定めるもの以上であること。

別表第1（第9条関係）

教育内容	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康 人体の構造と機能 食品と衛生	4 8 6	} 4
栄養と健康 栄養の指導 給食の運営	8 6 4	} 10
備考	1. 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。 2. 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ1単位以上行う。 3. 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ1単位以上行う。	

3) フードスペシャリストに関するもの

○公益社団法人日本フードスペシャリスト協会フードスペシャリスト資格規程（平成26年5月8日改正）

(総則)

第1条 この規程は、フードスペシャリスト資格に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 フードスペシャリストとは、食に関する専門的、総合的知識と技術を有し、食について、的確なる情報を提供することを専門とする者をいう。

(基礎要件)

第3条 フードスペシャリスト資格は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下「協会」という。）が認定するフードスペシャリスト養成機関（以下「養成機関」という。）を卒業した者でなければ取得することができない。

(修得単位)

第4条 フードスペシャリストの資格を得ようとする者は、養成機関の正規の課程において、次に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

授 業 科 目	最低単位数
フードスペシャリスト論（食品表示を含む）	2
食品の官能評価・鑑別論（統計処理を含む）	2
食物学（食品学、食品加工学、食品貯蔵、流通技術論、食品機能学）に関する科目	5
食品の安全性（食品衛生、食中毒、有害物質、食品添加物、水質等）に関する科目	2
調理学（調理科学を含む）に関する科目	4
栄養と健康に関する科目	2
食品流通・消費に関する科目（マーケティングリサーチを含む）	2
フードコーディネート論	2

2 第1項に規定する授業科目の授業の方法及び単位数の計算方法は、次に定める場合を除き、大学設置基準・短期大学設置基準に定めるところによる。

食 品 の 官能評価・鑑別論	次のいずれかを含む授業が行われること。 (1) 演習2単位以上 (2) 講義2単位以上及び演習1単位以上 (3) 講義1単位以上及び実験もしくは実習1単位以上 講義にあつては15時間、演習にあつては30時間、実験及び実習にあつては45時間の授業をもって1単位とすること。
食物学に関する科目	講義4単位以上及び実験又は実習1単位以上を含む授業が行われること。
調理学に関する科目	講義2単位以上及び実験又は実習2単位以上を含む授業が行われること。

3 第1項に規定する授業科目の単位は、養成機関の科目等履修生としても修得することができる。
(フードスペシャリスト資格認定試験)

第5条 フードスペシャリスト資格認定試験（以下「認定試験」という。）は、毎年度、協会主催により養成機関において、原則として12月の第3日曜日に実施する。

2 認定試験は、次の各号の資格区分ごとに行う。

- (1) フードスペシャリスト資格
- (2) 専門フードスペシャリスト（食品開発）資格
- (3) 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格

3 認定試験の受験資格は次の者に与える。但し、前項第2号及び第3号の認定試験の受験資格は、同項第1号の認定試験の受験者又は合格者に与えるものとする。

- 一 養成機関の最終年次に在籍する学生
- 二 4年制大学である養成機関の第3年次に在籍する学生であつて前条に定める授業科目の単位の全てを第3年次中に修得すると見込まれる者
- 三 養成機関を卒業しており、かつ、前条に定める授業科目の単位の全てを修得済あるいは修得見込である者

- 4 認定試験の受験申請は、養成機関の在籍者にあつてはその養成機関が属する教育機関を経由して、また養成機関を卒業した非在籍者にあつては直接協会に行うものとする。
- 5 認定試験の実施要領は、別に定める。

(受験料)

第5条の2 認定試験の受験料は、前条第2項の区分ごとに受験者1名につき次の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) フードスペシャリスト資格 | 4,000円 |
| (2) 専門フードスペシャリスト（食品開発）資格 | 2,000円 |
| (3) 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格 | 2,000円 |

- 2 養成機関の非在籍者にあつては、受験料のほか受験票や合否結果等の送付に要する連絡通信費として、受験者1名につき500円を協会に納付するものとする。

(フードスペシャリスト資格認定証)

第6条 第3条及び第4条に定める要件を満たし、第5条第1項及び第2項に定める認定試験に合格した者は、フードスペシャリスト資格認定証（以下「認定証」という）の交付を申請することができる。

- 2 認定証の交付手続き及び様式は、別に定める。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

平成26年5月8日の改正後の規程は、改正の日から施行する。

13. 幼児教育科 教育課程

(1) 共通基礎科目（各学科・専攻共通）

区分	授業科目名	単位数		授業の形態	開講期（毎週のコマ数）				指定科目					備考	
		必修	選択		1年		2年		教職	情報処理士⑩	食物栄養	保育士	音楽療法		
					I期	II期	III期	IV期							
人間学系	宗 教 学	2		講 義	1				※1						
	哲 学 ・ 倫 理 学		2	講 義		1					※1				
	文 化 史		2	講 義		1					※1				
生活学系	日 本 国 憲 法		2	講 義	1				○※1	※1					
	社 会 科 学（政治）		2	講 義	1						※1				
	社 会 科 学（経済）		2	講 義		1					※1				
生活科学系	自 然 科 学（物理）		2	講 義		1					※1				
	自 然 科 学（化学）		2	講 義		1					○				
	自 然 科 学（生物）		2	講 義	1						○				
語学系	言 葉 と 表 現		2	講 義		1					※1				※1
	総合英語コミュニケーション		2	演 習	(1)	(1)			○		※1		○		※1
	英 語 表 現 法		2	演 習	(1)	(1)					※1				※1
健康学系	健 康 ス ポ ー ツ 論		1	講 義		1			○※1	※1		○※1	○※1		※1
	ス ポ ー ツ 実 技		1	実 技	1				○		※1	○			
キャリア系	情 報 処 理 I		2	演 習	1				○	○	※1		○		
	キ ャ リ ア デ ザ イン I		2	講 義	1						※1				
	キ ャ リ ア デ ザ イン II		1	講 義	(1)						※1				※2
特別科目	芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ	0.5		演 習	(1)										
	芸術鑑賞講座・教養講座Ⅱ	0.5		演 習			(1)								
合 計		3	29		8	9									

○は必修科目。※1開講期は、学科専攻により異なる場合がある。 ※2就職部が運営する実践的な就職活動支援科目。

単位互換制度

郡山女子大学をはじめ、学園内に設置されている放送大学等、県内16大学・短大間での単位互換の制度がある。ここで修得した単位は共通基礎科目の単位に換算される。

(2) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

教育・保育に関する専門知識と技術、幅広い教養を身につけた保育者を養成するため、以下のような方針に基づきカリキュラムを編成している。

1. 教育・保育の本質を理解し、内容・方法を学ぶ科目を設ける。
2. 子どもの発達（心理的・身体的）を深く理解し、支援について学ぶ科目を設ける。
3. 保育の表現技術を身につけるための科目を設ける。
4. 保育を総合的に計画・実践するための科目を設ける。
5. 学修した知識や技術を統合し、問題を解決する能力を育成するために「卒業研究」を必修とする。

(3) 専門科目

区 分	授 業 科 目 名	開講 単 位 数	卒業必修・ 選択の別		授業の形態			教職			保育士			開講期（毎週のコマ数）				備 考
			必 修	選 択	講 義	演 習	実 習	必 修	必 修	選 択	1 年		2 年					
											I 期	II 期	III 期	IV 期				
保育の本質・ 目的の理解に 関する科目	保 育 原 理	2	2		2			2	2		1							
	保 育 原 理 II	2		2	2					2					1			
	保 育 者 論	2	2		2			2	2		1							
	教 育 原 理	2		2	2			2	2			1						
	社 会 的 養 護	2		2	2				2					1				
	社 会 福 祉	2	2		2				2		1							
	相 談 援 助	1		1		1			1					1				
児 童 家 庭 福 祉	2	2		2				2			1							
保育の対象の 理解に関する 科 目	保育の心理学 I	2	2		2			2	2			1						
	保育の心理学 II	1		1		1			1						1			
	教 育 心 理 学	2		2	2			2		2	1							
	子どもの食と栄養	2		2		2			2					1				
	子どもの保健 I	4		4	4				4		1	1						
	子どもの保健 II	1		1		1			1					1				
	家 庭 支 援 論	2	2		2			2	2							1		
保育の内容・ 方法の理解に 関する科目	乳 児 保 育	2		2		2			2			1						
	保 育 相 談 支 援	2		2		2		2	2						1			
	障 が い 児 保 育	2	2			2		2	2			1						
	教 育 ・ 保 育 課 程 論	2		2	2			2	2			1						
	保 育 内 容 総 論	2		2		2		2	2						1			
	保育内容演習人間と健康 I	1	1			1		1	1			1						
	保育内容演習人間と健康 II	1		1		1		1	1					1				
	保育内容演習ことばと遊び I	1	1			1		1	1			1						
	保育内容演習ことばと遊び II	1		1		1			1					1				
	保育内容演習表現と創造 I	1	1			1		1	1			1						
	保育内容演習表現と創造 II	1		1		1		1	1					1				
	保育内容演習生活と環境 I	1	1			1		1	1			1						
	保育内容演習生活と環境 II	1		1		1			1					1				
社 会 的 養 護 内 容	1		1		1			1							1			
教 育 実 習	教 育 実 習 I	1		1		1		1			1							
	教 育 実 習 II	1		1			1	1			1週						事後指導を含む	
	教 育 実 習 III	1		1			1	1				1週					事前事後指導を含む	
	教 育 実 習 IV	2		2			2	2					2週				事前事後指導を含む	
表 現 技 術	児 童 文 化	2	2			2		2		2	1							
	保育表現技術 音楽 I	2	2			2		2	2		1	1						
	保育表現技術 音楽 II	1		1		1				1				1				
	保育表現技術 器楽 I	1		1			1	1		1	1	1						
	保育表現技術 器楽 II	1		1			1			1				1	1			

区 分	授 業 科 目 名	開講 単 位 数	卒業必修・ 選択の別		授業の形態			教職	保育士			開講期（毎週のコマ数）				備 考
			必修	選択	講義	演習	実習等		必修	必修	選択	1 年		2 年		
												I 期	II 期	III 期	IV 期	
表 現 技 術	保育表現技術 体 育 I	2	2			2		2	2		1	1				
	保育表現技術 体 育 II	1		1		1			1				1			
	保育表現技術 造 形 I	2	2			2		2	2		1	1				
	保育表現技術 造 形 II	1		1		1			1				1			
保 育 実 習	保育実習指導 I	2		2		2			2		0.5	0.5				
	保育実習指導 II 又は III	1		1		1			1				0.5			
	保育実習 I - 1	2		2			2		2			10日				
	保育実習 I - 2	2		2			2		2				10日			
	保 育 実 習 II	2		2			2		2				10日			
	保 育 実 習 III	2		2			2		2				10日			
教職実践演習・総合演習	教職・保育実践演習	2		2		2		2	2					1		
卒 業 研 究	卒 業 研 究	2	2				2						2	2		
計	50 科 目	81	28	53	26	39	16	42	55	19	12.5	14.5	14.5	10		

注1) 卒業要件は充足したが、上記記載の免許・資格取得に必要な科目の一部を未修得のため免許・資格を取得できなかった場合、卒業後本学において科目等履修生として不足単位を修得すれば免許・資格取得の資格を得ることができる。

2) 保育士資格取得希望者は、保育士選択科目より「保育実習指導 II」と「保育実習 II」又は、「保育実習指導 III」と「保育実習 III」の3単位以上を含めて9単位以上を選択し修得しなければならない。

3) 「教育実習」及び「保育実習」の成績通知期は、下記の通りである。

「教育実習」

教育実習 I：I 期 教育実習 II：II 期 教育実習 III：III 期 教育実習 IV：IV 期

「保育実習」

保育実習指導 I：II 期 保育実習指導 II 又は III：IV 期 保育実習 I - 1：III 期

保育実習 I - 2：IV 期 保育実習 II：IV 期 保育実習 III：IV 期

4) GPA活用

①GPA2.0以上を教育実習・保育実習履修のための努力目標とする。

②各種表彰者選出の参考資料とする。

(4) 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

幼児教育学科所定の単位を修得し、以下の知識・能力を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（教育学）の学位を授与する。

1. 教育・保育の本質を理解している。
2. 保育内容を理解し、保育を総合的に計画し実践できる。
3. 子どもの発達（心理的・身体的）を理解し、子どもを支援することができる。
4. 保育を実践するための方法や技術を身につけている。
5. 感性豊かな表現力とコミュニケーション能力を身につけている。
6. 学修した知識や技術を統合し、問題を解決する能力が育っている。
7. 幅広い教養と豊かな人間性や規範意識を身につけている。

(5) 免許状(証)及び資格等を取得するための教育課程

前記 13. 教育課程に記した教育課程は、本学の各科、専攻を卒業するために必要な必修単位と各自の選択にて修得すべき単位とを明らかにしたものであるが、この他本学においては、次に示すような各種免許状(証)及び資格を取得するための課程が認定されており、それに必要な授業科目が開設されている。なお、このために各科において修得しなければならない授業科目及び単位については、13. 教育課程のカリキュラム表の備考欄及び(注)に明記してあるのでよく注意すること。

科・専攻	取得可能な免許状(証)及び資格の種類
幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状、保育士、社会福祉主事(任用資格)

(6) 関係法令等の抜粋

この手引きの1~10,13までは各学生が本学のそれぞれの科を卒業するために必要な単位及びそれらを修得するための諸規定、手続きについて述べてきたが、この章ではそれらの基礎となっている関係諸法令の重要部分の抜粋を示す。各自に関係ある部分は熟読してよく理解すること。

1) 短期大学に関するもの(全科に共通)

○学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)(平成19年法律第96号改正)

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2. 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。
3. 前項の大学は、短期大学と称する。
4. 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
5. 第2項の大学には、学科を置く。
6. 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
7. 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に編入学することができる。
8. 第97条の規定は、第2項の大学については適用しない。

○学校教育法施行規則(昭和22年5月23日 文部省令第11号)(平成19年文科令第40号改正)

第142条第2項 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格(略)その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準(昭和51年文部省令第21号)(略)の定めるところによる。

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

○短期大学設置基準(昭和50年4月28日 文部省令第21号)(平成19年文科令第22号改正)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2. 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。第三号省略
- 3. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

2) 教育職員免許状に関するもの(家政科福祉情報専攻、幼児教育学科、生活芸術科及び音楽科に共通)

本学の正規の課程は、教育職員免許法(昭和24年5月31日法律147号)第5条第1項の規定に基く、免許状の所要資格を得させるための正規の課程としての認可を受け、昭和29年4月より中学校教諭二種普通免許状「家庭」、昭和30年4月より同じく「美術」及び幼稚園教諭二種普通免許状を、昭和43年4月より中学校教諭二種普通免許状「音楽」を得させるための課程を設け、それに必要な授業科目を開設している。また、昭和43年4月より上記各免許状の所要資格を得させるための聴講生(科目等履修生)の課程としての認可を受け卒業生及び一般の人々の免許状取得又は上進に資している。

以下に関係法令の抜粋を記す。

○教育職員免許法(昭和24年5月31日 法律第147号)(平成20年法律第73号改正)

- 第1条 この法律は教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。
- 第2条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(以下「教員」という。)をいう。
- 第2項、3項、4項、5項省略
- 第5条 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
 - 一 18歳未満の者
 - 二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めたる者を除く。
 - 三 成年被後見人又は被保佐人
 - 四 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 五 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 六 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 第2項、3項、4項、5項、6項省略
- 7. 免許状は、都道府県の教育委員会(以下「授与権者」という。)が授与する。

別表第1(第5条関係)

第1欄		第2欄	第3欄			
免許状の種類		所要資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			基礎資格	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	

- 備考 1. この表における単位の修得方法については、文部省令で定める（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする）。
2. 2の2. 省 略
- 2の3. 第2欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
3. 省 略
4. この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
5. 第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- イ. 文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ. 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの
6. 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
7. 省 略
8. 省 略
9. 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

○教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日 文部省令第26号）（平成22年文科令9号改正）

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第1条の2 免許法別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（略）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項（略）に定める基準によるものとする。

第2条 免許法別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。

2. 学生が前項の科目の単位の修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計20単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。

第 1 欄	第 2 欄
免許教科	教 科 に 関 す る 科 目
音 楽	ソルフェージュ 声楽（日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

備考 1. 第2欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。）

2. 3. 省略

第6条 免許法別表第1に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	最低修得単位数											第5欄	第6欄		
	第2欄	第3欄				第4欄									
教職に開する科目	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目				教育課程及び指導法に関する科目				生徒指導、教育相談及び目録に関する科目			教育実習	教職実践演習	
右項の各科目に含めることが必要な事項	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修、職務及び身分保障等を含む) 教員の職務内容(研修、職務及び身分保障等を含む) 進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教育課程の意義及び編成の方法 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む) 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想				教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法 道徳の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む) 保育内容の指導法 教育課程の意義及び編成の方法				生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)の理論及び方法 進路指導の理論及び方法 幼児理解の理論及び方法					
幼稚園教諭	専修免許状	2	6				18				2			5	2
	一種免許状	2	6				18				2			5	2
	二種免許状	2	4				12				2			5	2
中学校教諭	専修免許状	2	6(5)				12(6)				4(2)			5(3)	2
	一種免許状	2	6(5)				12(6)				4(2)			5(3)	2
	二種免許状	2	4(3)				4(3)				4(2)			5(3)	2

- 備考 1. 教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)を含むものとする。
2. 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第38条に規定する幼稚園教育要領、同令第52条に規定する小学校学習指導要領、同令第74条に規定する中学校学習指導要領又は同令第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
3. 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。
4. 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育(以下この号において「国語等」という。)の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち6以上の教科の指導法(音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。)についてそれぞれ2単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
5. 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位以上を修得するものとする。
6. 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合

にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。

7. 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園及び中学校、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。
8. 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする。（第7条第1項及び第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）
9. 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第18項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）又は、小学校（特別支援学校の小学部及び附則第18項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
10. 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第18項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに附則第18項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
11. 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）
12. 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教育実践演習にあつては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
13. 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
14. 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編制の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。
15. 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導方法に関する科目に係る各教科の指

導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもってあてることができる。

16. 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。

17. 括弧内の数字は、免許法別表第1備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位とする。

第66条の6 免許法別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位とする。

3) 保育士資格に関すること

本学幼児教育学科は、児童福祉法第18条の6第1号の規定により保育士養成施設としての指定を受け（昭和38年3月20日厚生省収児第123号）昭和38年度より保育士の養成を行っている。従つて、幼児教育学科に在学する者が学則に定められた卒業要件に係る単位の他、児童福祉法等に定められた単位を修得すれば保育士の資格を得ることができる。

以下に関係法令の抜粋を示す。

○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）（平成13年法律第135号改正）

第18条の4 この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

第18条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

1. 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者
2. 保育士試験に合格した者

第18条の18 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

○児童福祉法施行令（昭和23年3月31日政令第74号）（平成14年政令256号改正）

第5条 法第18条の6第1号の指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する学校又は施設について行うものとする。

○児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）（平成19年厚労令152号改正）

第6条の2 令第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

1. 入所資格を有する者は、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、指定保育士養成施設の指定を受けようとする学校が大学である場合における当該大学が同法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であること。
2. 修業年限は、2年以上であること。
3. 厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数を有し、かつ、厚生労働大臣の定める方法により履修させるものであること。以下省略

○厚生労働省告示第278号（平成22年7月13日）

児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法〔修業教科目及び単位数〕

第1条 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に規定する修業教科目及び単位数は、次の各号に掲げる教科目及び単位数とする。

1. 必修科目 別表第1の教科目の欄に掲げるすべての教科目について、それぞれ同表の単位数の欄に掲げる単位数
2. 選択必修科目 別表第2に掲げる系列のうちから18単位以上（うち保育実習 3単位以上。うち保育実

習Ⅱ又は保育実習Ⅲ 2単位以上、保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ 1単位以上)

3. 教養科目 10単位以上 (うち外国語に関する演習 2単位以上、体育に関する講義及び実技 それぞれ1単位、これら以外の科目 6単位以上)

[任意開設教科目及び単位数]

第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設(以下「指定保育士養成施設」という。)は、必要があると認めるときは、前条各号に掲げる教科目及び単位数以外の教科目及び単位数を設けることができる。

(単位の算定方法)

第3条 各教科目に対する単位数は、短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第7条の例により算定するものとする。

[履修方法]

第4条 指定保育士養成施設は、入所者に対して、次の各号に掲げる教科目及び単位数を履修させるものとする。

1. 必修科目 別表第1の教科目の欄に掲げるすべての教科目について、それぞれ同表の単位数の欄に掲げる単位数
2. 選択必修科目 別表第2に掲げる系列のうちから9単位以上(うち保育実習 3単位以上。うち保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ 2単位以上、保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ 1単位以上)
3. 教養科目 8単位以上(うち体育に関する講義及び実技 それぞれ1単位)

[選択履修科目]

第5条 指定保育士養成施設は、入所者に対して、前条各号に掲げる教科目及び単位数以外の教科目及び単位数を選択して履修させることができる。

別表第1

系 列	教 科 目	単 位 数
保育の本質・目的に関する科目	保 育 原 理 (講義)	2
	教 育 原 理 (講義)	2
	児 童 家 庭 福 祉 (講義)	2
	社 会 福 祉 (講義)	2
	相 談 援 助 (演習)	1
	社 会 的 養 護 (講義)	2
	保 育 者 論 (講義)	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ (講義)	2
	保育の心理学Ⅱ (演習)	1
	子どもの保健Ⅰ (講義)	4
	子どもの保健Ⅱ (演習)	1
	子どもの食と栄養 (演習)	2
	家庭支援論 (講義)	2
保育の内容・方法に関する科目	保 育 課 程 論 (講義)	2
	保 育 内 容 総 論 (演習)	1
	保 育 内 容 演 習 (演習)	5
	乳 児 保 育 (演習)	2
	障 害 児 保 育 (演習)	2
	社会的養護内容 (演習)	1
	保 育 相 談 支 援 (演習)	1
保育の表現技術	保育の表現技術 (演習)	4
保育実習	保 育 実 習 Ⅰ (実習)	4
	保 育 実 習 指 導 Ⅰ (演習)	2
総合演習	保 育 実 践 演 習 (演習)	2

別表第2

- 1 保育の本質・目的に関する科目
- 2 保育の対象の理解に関する科目
- 3 保育の内容・方法に関する科目
- 4 保育の表現技術
- 5 保育実習

○保育士養成所における保育実習の実施基準等について（平成22年7月22日雇児発0722第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抜粋保育実習実施基準

第1 保育実習の目的

保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能の基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

第2 履修の方法

1 保育実習は、次表の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

実習種別（第1欄）	履修方法（第2欄）		実習施設（第3欄）
	単位数	施設におけるおおむねの実習日数	
保育実習Ⅰ（必修科目）	4単位	20日	(A)
保育実習Ⅱ（選択必修科目）	2単位	10日	(B)
保育実習Ⅲ（選択必修科目）	2単位	10日	(C)

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

(A) ……保育所及び乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(B) ……保育所

(C) ……児童厚生施設又は知的障害児通園施設その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所は除く。）

備考2 保育実習（必修科目）4単位の履修方法は、保育所における実習2単位及び（A）に掲げる保育所以外の施設における実習2単位とする。

14. 生活芸術科 教育課程

(1) 共通基礎科目（各学科・専攻共通）

区分	授業科目名	単位数		授業の形態	開講期(毎週のコマ数)				指定科目					備考	
		必修	選択		1年		2年		教職	情報処理士⑩	食物栄養	保育士	音楽療法		
					I期	II期	III期	IV期							
人間学系	宗 教 学	2		講 義	1				※1						
	哲 学 ・ 倫 理 学		2	講 義		1					※1				
	文 化 史		2	講 義		1					※1				
生活学系	日 本 国 憲 法		2	講 義	1				○※1	※1					
	社 会 科 学 (政 治)		2	講 義	1						※1				
	社 会 科 学 (経 済)		2	講 義		1					※1				
生活科学系	自 然 科 学 (物 理)		2	講 義		1					※1				
	自 然 科 学 (化 学)		2	講 義		1					○				
	自 然 科 学 (生 物)		2	講 義	1						○				
語学系	言 葉 と 表 現		2	講 義		1					※1				※1
	総合英語コミュニケーション		2	演 習	(1)	(1)			○		※1		○		※1
	英 語 表 現 法		2	演 習	(1)	(1)					※1				※1
健康学系	健 康 ス ポ ー ツ 論		1	講 義		1			○※1	※1		○※1	○※1		※1
	ス ポ ー ツ 実 技		1	実 技	1				○		※1	○			
キャリア系	情 報 処 理 I		2	演 習	1				○	○	※1		○		
	キ ャ リ ア デ ザ イン I		2	講 義	1						※1				
	キ ャ リ ア デ ザ イン II		1	講 義	(1)						※1				※2
特別科目	芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ	0.5		演 習	(1)										
	芸術鑑賞講座・教養講座Ⅱ	0.5		演 習			(1)								
合 計		3	29		8	9									

○は必修科目。※1開講期は、学科専攻により異なる場合がある。 ※2就職部が運営する実践的な就職活動支援科目。

単位互換制度

郡山女子大学をはじめ、学園内に設置されている放送大学等、県内16大学・短大間での単位互換の制度がある。ここで修得した単位は共通基礎科目の単位に換算される。

(2) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

建学の精神のもと、美術を中心に芸術文化の創作活動に貢献できる人材を育成するために「美術の普遍的な本質を探究し、生活環境に密着した美意識と創造力を培い、芸術の造形力を養うこと」を教育目標としている。この目的を達成するために以下の項目を教育課程編成の方針としている。

1. 生涯にわたり美術とかかわる人生を送るための素地をつくるカリキュラムを編成。
2. 芸術と人間社会における諸問題を総合的に捉える「共通基礎科目」、専門教育における知識と表現及び理論の追求としての「専門科目」を設置する。
3. 積極的に作品を発表し、自らその作品や理論に対して客観性をもった表現者や専門家としての自覚を促す教育を実施するための1編成。
4. 新しい表現方法と時代に適合した、新しい視覚文化に対応できる教育を実施するための編成。
5. 実践的実学学修を確保し就職を支援できるカリキュラム編成。
6. 実質的学修時間を伴うカリキュラムの設定。

(3) 専 門 科 目

区 分	授 業 科 目 名	開 講 単 位 数	卒業必修・ 選択の別		授業の形態			開講期（毎週のコマ数）				教 職 必 修	備 考
			必 修	選 択	講 義	演 習	実 技 等	1 年		2 年			
								I 期	II 期	III 期	IV 期		
生活芸術理論	生活芸術概論	2	2		2			1				2※	・生活芸術概論および美術史は教職の必修である。 ・美術史は鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。
	造形概論	2		2	2					1			
	色彩学	2	2		2			1					
	美術史	2	2		2			1				2※	
	美学	2	2		2						1		
	デザイン概論	2		2	2				1				
	画法幾何学	2	2		2			1					
絵 画	デッサン I	2	2			2	2					2※	・デッサン I は教職の必修である。 ・デッサン I は映像メディア表現を含む。
	デッサン II	2		2		2		2					
	水彩画	2		2		2	1	1					
	油彩画 I	2	2			2	1	1					
	油彩画 II	2		2		2			1	1			
	日本画 I	2		2		2				2			
	日本画 II	2		2		2					2		
彫 刻	彫刻 I	2	2			2	1	1				2※	・彫刻 I は、教職の必修である。
	彫刻 II	2		2		2			1	1			
工 芸	陶芸 I	2		2		2			2			(2)※	・陶芸、彫金は同時開講とする。 ・陶芸 I、彫金 I のいずれか 1 科目 2 単位が教職の必修である。
	陶芸 II	2		2		2					2		
	彫金 I	2		2		2			(2)			(2)※	
	彫金 II	2		2		2				(2)			
写 真	写真 I	2		2		2				2			
	写真 II	2		2		2					2		
デ ザ イ ン	基礎デザイン	2	2			2	1	1				2※	・基礎デザインおよび CG アート I は教職の必修である。 ・基礎デザインは映像メディア表現を含む。
	グラフィックデザイン I	2		2		2		2					
	グラフィックデザイン II	2		2		2			2				
	グラフィックデザイン III	2		2		2				2			
	CG アート I	1	1			1	1					1※	
	CG アート II	1		1		1		1					
	CG アート III	2		2		2			2				
	CG アート IV	2		2		2					2		
そ の 他	挿花 I	2		2		2	1	1					・挿花、近代詩文書は同時開講とする。
	挿花 II	2		2		2			1	1			
	近代詩文書 I	2		2		2	(1)	(1)					
	近代詩文書 II	2		2		2			(1)	(1)			
	絵本制作	1		1		1	1						
	裸婦デッサン	1		1		1	1						
	卒業研究	4	4			4			2	2			
計	37 科目	72	23	49	14	58	13	11	17	16	13		

※印の科目は一般的・包括的な内容を含む。

注1) GPA活用

学生に対する学修指導と学生の自己分析・自己管理のツールとして用いる。

(4) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

建学の精神から導かれる教育目的に従い、美術を中心とした芸術理論、表現技術、芸術に対する関心・態度・意欲、これらの領域で以下の目標を達成していることが認められた学生に卒業を認定し、短期大学士（美術）の学位を授与する。

1. 柔軟で応用力のある創造的思考を身につけている。
2. 専門領域の歴史と世界的動向を理解している。
3. 自らの表現意図に沿って、適切な素材とテーマを選択し、柔軟で応用力のある表現技術を獲得している。
4. 自らの見解を自主的に深める一方で現代の視覚文化にも対応できる姿勢を身につけている。
5. 社会の一員として、他者と協働しながら、社会を改善しようとする態度を身につけている。

(5) 免許状（証）及び資格等を取得するための教育課程

前記 14. 教育課程に記した教育課程は、本学の各科、専攻を卒業するために必要な必修単位と各自の選択にて修得すべき単位とを明らかにしたものであるが、この他本学においては、次に示すような各種免許状（証）及び資格を取得するための課程が認定されており、それに必要な授業科目が開設されている。なお、このために各科において修得しなければならない授業科目及び単位については、14. 教育課程のカリキュラム表の備考欄及び（注）に明記してあるのでよく注意すること。

科・専攻	取得可能な免許状(証)及び資格の種類
生活芸術科	中学校教諭二種免許状「美術」

1) 教職に関する科目

中学教諭二種免許状取得に必要な科目及び単位数（家政科福祉情報専攻・生活芸術科・音楽科共通）

区分	授業科目名	授業の形態	開講単位数	開講期（毎週のコマ数）				指定科目			備考
				1年		2年		家庭	美術	音楽	
				I期	II期	III期	IV期				
教職の意義等に関する科目	教職論	講義	2	1				○	○	○	
教育の基礎理論に関する科目	教育原理	講義	2	1				○	○	○	教育課程の意義と編成の方法を含む
	教育心理	講義	2	1				○	○	○	
教育課程及び指導法に関する科目	教科教育法Ⅰ（家庭）	講義	2		1			○			教育課程の意義と編成の方法 各論を含む
	教科教育法Ⅱ（家庭）	講義・演習	2		1			○			教育方法論含む
	教科教育法Ⅰ（美術）	講義	2	1					○		教育課程の意義と編成の方法 各論を含む
	教科教育法Ⅱ（美術）	講義・演習	2		1				○		教育方法論含む
	教科教育法Ⅰ（音楽）	講義	2	1						○	教育課程の意義と編成の方法 各論を含む
	教科教育法Ⅱ（音楽）	講義・演習	2		1					○	教育方法論含む
	道徳教育の理論と方法	講義	2		1			○	○	○	
生徒指導・教育相談及び進路指導に関する科目	特別活動論	講義	2			1		○	○	○	
	生徒指導論	講義	2		1			○	○	○	
	進路指導論	講義	1		1			○	○	○	
教育実習	教育相談論	講義	1		1			○	○	○	
	教育実習Ⅰ	講義	1			1		○	○	○	事前指導・事後指導
	教育実習Ⅱ	実習	4			3週間		○	○	○	現場実習
教職実践演習	教職実践演習	演習	2				1	○	○	○	
計			33	5	8	3	1	25	25	25	

以上の外「教育職員免許法の特例に関する法律」（平成9年法律第90号）「介護等体験特例法」に基づく介護等の体験を7日間しなければならない。社会福祉施設における介護等体験5日間、特別支援学校における介護等体験2日間は3年次の前・後期で実施する。合わせて、大学で実施する介護等体験のオリエンテーションにも必ず出席しなければならない。

教育実習Ⅰ・Ⅱについては、別に定める条件を満たさないと履修できない。また、当該科目の単位履修・修得は、同年度におけるⅠ・Ⅱの同時履修・修得を原則とする。

区 分	授 業 科 目 名	授 業 の 形 態	開 講 単 位 数	開 講 期 (毎 週 の コ マ 数)				指 定 科 目			備 考
				1 年		2 年		家 庭	美 術	音 楽	
				I 期	II 期	III 期	IV 期				
特 別 科 目	教職キャリアデザインⅠ	講 義	2		1					他学年生の受講も可※	
	教職キャリアデザインⅡ	講 義	2			1				他学年生の受講も可※	

※教職免許を取得するための必修ではない。

(6) 関係法令等の抜粋

この手引きの1～10,14までは各学生が本学のそれぞれの科を卒業するために必要な単位及びそれらを修得するための諸規定、手続きについて述べてきたが、この章ではそれらの基礎となっている関係諸法令の重要部分の抜粋を示す。各自に関係ある部分は熟読してよく理解すること。

1) 短期大学に関するもの（全科に共通）

○学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)(平成19年法律第96号改正)

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2. 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。
3. 前項の大学は、短期大学と称する。
4. 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
5. 第2項の大学には、学科を置く。
6. 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
7. 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に編入学することができる。
8. 第97条の規定は、第2項の大学については適用しない。

○学校教育法施行規則(昭和22年5月23日 文部省令第11号)(平成19年文科令40号改正)

第142条第2項 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格(略)その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準(昭和51年文部省令第21号)(略)の定めるところによる。

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

○短期大学設置基準(昭和50年4月28日 文部省令第21号)(平成19年文科令22号改正)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2. 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。第三号省略
- 3. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

2) 教育職員免許状に関するもの（家政科福祉情報専攻、幼児教育学科、生活芸術科及び音楽科に共通）

本学の正規の課程は、教育職員免許法（昭和24年5月31日法律147号）第5条第1項の規定に基く、免許状の所要資格を得させるための正規の課程としての認可を受け、昭和29年4月より中学校教諭二種普通免許状「家庭」、昭和30年4月より同じく「美術」及び幼稚園教諭二種普通免許状を、昭和43年4月より中学校教諭二種普通免許状「音楽」を得させるための課程を設け、それに必要な授業科目を開設している。また、昭和43年4月より上記各免許状の所要資格を得させるための聴講生（科目等履修生）の課程としての認可を受け卒業生及び一般の人々の免許状取得又は上進に資している。

以下に関係法令の抜粋を記す。

○教育職員免許法（昭和24年5月31日 法律第147号）（平成20年法律第73号改正）

第1条 この法律は教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

第2条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。

第2項、3項、4項、5項省略

第5条 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 18歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めたる者を除く。
- 三 成年被後見人又は被保佐人
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者
- 五 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 六 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第2項、3項、4項、5項、6項省略

7. 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

別 表 第 1 (第5条関係)

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄			
所要資格 免許状の種類		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する 科 目	教職に関する 科 目	教科又は教職 に関する科目	特別支援教育 に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	

- 備考 1. この表における単位の修得方法については、文部省令で定める（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする）。
2. 2の2. 省 略
- 2の3. 第2欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
3. 省 略
4. この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
5. 第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- イ. 文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ. 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの
6. 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
7. 省 略
8. 省 略
9. 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

○教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日 文部省令第26号）（平成22年文科令9号改正）

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第1条の2 免許法別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（略）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項（略）に定める基準によるものとする。

第2条 免許法別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。

2. 学生が前項の科目の単位の修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計20単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。

第 1 欄	第 2 欄
免許教科	教 科 に 関 す る 科 目
音 楽	ソルフェージュ 声楽（日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

備考 1. 第2欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。）

2. 3. 省略

第6条 免許法別表第1に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄		最低修得単位数										第5欄	第6欄																										
		第2欄		第3欄		第4欄																																	
教職に 関する 科目		教職の 意義等 に関する 科目		教育の基礎理論に 関する 科目		教育課程及び指導法 に関する 科目						生徒指導、教育相談及び 進路指導等に 関する 科目	教育実習	教職実践演習																									
右項の各科目に含める ことが必要な事項		教職の意義及び教員の役割 及び身分保障等を含む。		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 進路選択に資する各種の機会 の提供等		幼児、児童及び生徒の心身の発達 及び学習の過程（障害のある幼児 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。）		教育に関する社会的、制度的 又は経営的事項		教育課程の意義及び編成の方法		各教科の指導法		道徳の指導法		特別活動の指導法		教育の方法及び技術（情報機 器及び教材の活用を含む。）		教育課程の意義及び編成の方法		保育内容の指導法		教育の方法及び技術（情報機 器及び教材の活用を含む。）		生徒指導の理論及び方法		教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識を含む） の理論及び方法		進路指導の理論及び方法		幼児理解の理論及び方法		教育相談（カウンセリング に関する基礎的な知識を含 む）の理論及び方法		教育相談（カウンセリング に関する基礎的な知識を含 む）の理論及び方法		5	2
幼稚園教諭	専修免許状	2		6								18						2		5		2																	
	一種免許状	2		6								18						2		5		2																	
	二種免許状	2		4								12						2		5		2																	
中学校教諭	専修免許状	2		6 (5)		12 (6)						4 (2)						5(3)		2																			
	一種免許状	2		6 (5)		12 (6)						4 (2)						5(3)		2																			
	二種免許状	2		4 (3)		4 (3)						4 (2)						5(3)		2																			

- 備考 1. 教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。
2. 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領、同令第52条に規定する小学校学習指導要領、同令第74条に規定する中学校学習指導要領又は同令第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
3. 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。
4. 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち6以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。）についてそれぞれ2単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
5. 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける

場合にあつては2単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位以上を修得するものとする。

6. 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。
7. 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園及び中学校、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。
8. 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする。（第7条第1項及び第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）
9. 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第18項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）又は、小学校（特別支援学校の小学部及び附則第18項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
10. 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第18項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに附則第18項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
11. 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）
12. 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教育実践演習にあつては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

13. 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
 14. 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編制の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。
 15. 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導方法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもってあてることができる。
 16. 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。
 17. 括弧内の数字は、免許法別表第1備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位とする。
- 第66条の6 免許法別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位とする。

15. 音楽科 教育課程

(1) 共通基礎科目（各学科・専攻共通）

区分	授業科目名	単位数		授業の形態	開講期(毎週のコマ数)				指定科目					備考	
		必修	選択		1年		2年		教職	情報処理士⑩	食物栄養	保育士	音楽療法		
					I期	II期	III期	IV期							
人間学系	宗 教 学	2		講 義	1				※1						
	哲 学・倫 理 学		2	講 義		1					※1				
	文 化 史		2	講 義		1					※1				
生活学系	日 本 国 憲 法		2	講 義	1				○※1	※1					
	社 会 科 学(政治)		2	講 義	1						※1				
	社 会 科 学(経済)		2	講 義		1					※1				
生活科学系	自 然 科 学(物理)		2	講 義		1					※1				
	自 然 科 学(化学)		2	講 義		1					○				
	自 然 科 学(生物)		2	講 義	1						○				
語学系	言 葉 と 表 現		2	講 義		1					※1			※1	
	総合英語コミュニケーション		2	演 習	(1)	(1)			○		※1		○	※1	
	英 語 表 現 法		2	演 習	(1)	(1)					※1			※1	
健康学系	健 康 ス ポ ー ツ 論		1	講 義		1			○※1	※1		○※1	○※1	※1	
	ス ポ ー ツ 実 技		1	実 技	1				○		※1	○			
キャリア系	情 報 処 理 I		2	演 習	1				○	○	※1		○		
	キ ャ リ ア デ ザ イン I		2	講 義	1						※1				
	キ ャ リ ア デ ザ イン II		1	講 義	(1)						※1			※2	
特別科目	芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ	0.5		演 習	(1)										
	芸術鑑賞講座・教養講座Ⅱ	0.5		演 習			(1)								
合 計		3	29		8	9									

○は必修科目。※1開講期は、学科専攻により異なる場合がある。 ※2就職部が運営する実践的な就職活動支援科目。

単位互換制度

郡山女子大学をはじめ、学園内に設置されている放送大学等、県内16大学・短大間での単位互換の制度がある。ここで修得した単位は共通基礎科目の単位に換算される。

(2) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

音楽科は、建学の精神のもと社会において音楽芸術の発展に貢献できる人材、及び音楽療法士として医療福祉分野で活躍できる人材を育成することを教育目標としている。この目的を達成するために以下の項目を教育課程編成の方針としている。

1. 音楽通論、和声学、音楽史等理論系の科目の他、ソルフェージュや合唱、合奏の授業を通して総合力を高め、生涯音楽に関わる姿勢を養うためのカリキュラムを編成している。
2. 専門的な演奏技術や豊かな表現力を習得できるよう、個人レッスンを中心とした専攻実技の科目を配置している。
3. 音楽芸術を通して社会に貢献できる人材を育成するため、資格取得に必要な科目を配置している。

(3) 専門科目

区分	授業科目名	開講 単位数	卒業必修・ 選択の別		授業の形態			教職 必修	音楽 療法 選択	開講期(毎週のコマ数)				備 考
			必修	選択	講義	演習	実技等			1 年		2 年		
										I 期	II 期	III 期	IV 期	
音楽理論	音楽通論	4	4		4			4	4	1	1			音楽理論、楽式論を含む
和声学	和声学 I	4	4			4			4	1	1			
	和声学 II	2		2		2						1		対位法を含む
音楽史	音楽史	4	4		4			4	4	1	1			西洋音楽、日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む
作曲法	作曲法	2		2		2		2	2			1	1	編曲法を含む
指揮法	指揮法	2		2		2		2	2			1		
声 楽	声楽 I (主科)	4	4			4	④	4	4	2	2			声楽専攻
	声楽 I (副科)	2	2			2	②	2	2	1	1			ピアノ・弦楽・管楽専攻
	声楽 II (主科)	4	4			4	④					2	2	声楽専攻
	声楽 II (副科)	2	2			2	②					1	1	ピアノ・弦楽・管楽専攻
ピ ア ノ	ピアノ I (主科)	4	4			4	④	4	4	2	2			ピアノ専攻
	ピアノ I (副科)	2	2			2	②	2	2	1	1			声楽・弦楽・管楽専攻
	ピアノ II (主科)	4	4			4	④					2	2	ピアノ専攻
	ピアノ II (副科)	2	2			2	②					1	1	声楽・弦楽・管楽専攻
弦 楽	弦楽 I (主科)	4	4			4	④	4	4	2	2			弦楽専攻
	弦楽 II (主科)	4	4			4	④					2	2	弦楽専攻
管 楽	管楽 I (主科)	4	4			4	④	4	4	2	2			管楽専攻
	管楽 II (主科)	4	4			4	④					2	2	管楽専攻
伴奏法	伴奏法	2		2		2		2	2			1	1	
ソルフエージュ	ソルフエージュ I	2	2			2		2	2	1	1			
	ソルフエージュ II	2	2			2						1	1	
合 唱	合唱 I	2	2			2		2	2	1	1			
	合唱 II	2		2		2						1	1	
合 奏	合奏 I	4	4			4		4	4	2	2			
	合奏 II	4		4		4						2	2	
アンサンブル	アンサンブル	2		2		2		2				1	1	
音楽鑑賞	音楽鑑賞	4		4	4					1	1			
卒業研究	卒業研究	2	2			2						1	1	
計	28 科目	84	64	20	12	8	64	62	48	18	18	20	18	○は選択、必修科目

注1) 副科は次の通りとする。声楽専攻の者はピアノ、ピアノ専攻の者は声楽、弦楽・管楽の者はピアノ・声楽とする。教職履修者についても同様である。

2) 声楽は日本の伝統的な歌唱を含む。

3) 音楽療法士(2種)資格を取得しようとする者は、音楽療法選択科目より、18単位以上を修得しなければならない。

4) GPA活用 自己の学修状況を認識し、学修到達目標達成レベルを高めるための指針とする。

(4) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

音楽科所定の単位を修得し、以下の専門的知識・技能等を身に付けた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（音楽）の学位を授与する。

1. 幅広い教養や音楽についての知識を習得している。
2. ピアノ、声楽、管弦楽器の専攻実技の基本的な演奏技術力と表現力を習得している。
3. 様々な授業や学修体験を通して豊かな人間性と生涯にわたって主体的に学び続ける意欲を身につけている。
4. 音楽に関する知識や技能を活かして社会に貢献する姿勢が身に付いている。

(5) 免許状（証）及び資格等を取得するための教育課程

前記 15. 教育課程に記した教育課程は、本学の各科、専攻を卒業するために必要な必修単位と各自の選択にて修得すべき単位とを明らかにしたものであるが、この他本学においては、次に示すような各種免許状（証）及び資格を取得するための課程が認定されており、それに必要な授業科目が開設されている。なお、このために各科において修得しなければならない授業科目及び単位については、15. 教育課程のカリキュラム表の備考欄及び（注）に明記してあるのでよく注意すること。

科・専攻	取得可能な免許状（証）及び資格の種類
音楽科	中学校教諭二種免許状「音楽」、音楽療法士（2種）

1) 教職に関する科目

中学校教諭二種免許状取得に必要な科目及び単位数（家政科福祉情報専攻・生活芸術科・音楽科共通）

区分	授業科目名	授業の形態	開講単位数	開講期（毎週のコマ数）				指定科目			備考
				1年		2年		家庭	美術	音楽	
				I期	II期	III期	IV期				
教職の意義等に関する科目	教職論	講義	2	1				○	○	○	
教育の基礎理論に関する科目	教育原理	講義	2	1				○	○	○	教育課程の意義と編成の方法(総論)を含む
	教育心理	講義	2	1				○	○	○	
教育課程及び指導法に関する科目	教科教育法Ⅰ（家庭）	講義	2		1			○			教育課程の意義と編成の方法(各論)を含む
	教科教育法Ⅱ（家庭）	講義・演習	2		1			○			教育方法論含む
	教科教育法Ⅰ（美術）	講義	2	1					○		教育課程の意義と編成の方法(各論)を含む
	教科教育法Ⅱ（美術）	講義・演習	2		1				○		教育方法論含む
	教科教育法Ⅰ（音楽）	講義	2	1						○	教育課程の意義と編成の方法(各論)を含む
	教科教育法Ⅱ（音楽）	講義・演習	2		1					○	教育方法論含む
	道徳教育の理論と方法	講義	2		1			○	○	○	
生徒指導・教育相談及び進路指導に関する科目	特別活動論	講義	2			1		○	○	○	
	生徒指導論	講義	2		1			○	○	○	
	進路指導論	講義	1		1			○	○	○	
教育実習	教育相談論	講義	1		1			○	○	○	
	教育実習Ⅰ	講義	1			1		○	○	○	事前指導・事後指導
	教育実習Ⅱ	実習	4			3週間		○	○	○	現場実習
教職実践演習	教職実践演習	演習	2				1	○	○	○	
計			33	5	8	3	1	25	25	25	

以上の外「教育職員免許法の特例に関する法律」（平成9年法律第90号）「介護等体験特例法」に基づく介護等の体験を7日間しなければならない。社会福祉施設における介護等体験5日間、特別支援学校における介護等体験2日間はⅢ・Ⅳ期に

実施する。合わせて、大学で実施する介護等体験のオリエンテーションにも必ず出席しなければならない。

教育実習Ⅰ・Ⅱについては、別に定める条件を満たさないと履修できない。また、当該科目の単位履修・修得は、同年度におけるⅠ・Ⅱの同時履修・修得を原則とする。

区 分	授 業 科 目 名	授業の 形態	開 講 単 位 数	開講期 (毎週のコマ数)				指定科目			備 考
				1 年		2 年		家 庭	美 術	音 楽	
				I 期	II 期	III 期	IV 期				
特 別 科 目	教職キャリアデザインⅠ	講義	2		1					他学年生の受講も可※	
	教職キャリアデザインⅡ	講義	2			1				他学年生の受講も可※	

※教職免許を取得するための必修ではない。

2) 音楽療法士 (2種) に関する科目

音楽療法士 (2種) とは、音楽を通し現代の社会福祉に寄与できる能力を育成し、社会に貢献できる人物を養成することを目標とする。その資格取得のために、下記に示した授業科目から選択して、23単位以上、専門科目 (音楽) から18単位以上 (音楽療法選択科目から選択)、総合英語コミュニケーション、情報処理Ⅰを含む共通基礎科目12単位以上、合計53単位以上を修得しなければならない。

音楽療法士 (2種) 取得に必要な科目及び単位数

分 野	単位数	科 目 例 示 (参考)		1 年	2 年	授業形態
音 楽 療 法 に 関 する 分 野	8		音 楽 療 法 概 論	2		講義
			音 楽 療 法 各 論 Ⅰ (基 礎)	2		講義
			音 楽 療 法 各 論 Ⅱ (技 法)	2		講義
			音 楽 療 法 総 合 演 習		2	講義
音楽療法の関連分野 (「教育」、「福祉」、 「医学・看護」、「心理」 に関する科目)	12	教育に関する科目群	教 育 原 理	2		講義
			教 職 論	2		講義
		福祉に関する科目群	社 会 福 祉 概 論		2	講義
			医 学 ・ 看 護 に 関 する 科 目 群	生 理 学		2
		小 児 保 健		2	講義	
心理に関する科目群	教 育 心 理	2		講義		
音 楽 療 法 士 実 習 (事前事後指導1単位を含む)	3		音 楽 療 法 士 実 習 (施 設 介 護 実 習 、 病 院 実 習 、 社 会 福 祉 施 設 等 体 験 学 習 を 含 む)		3	講義・実習

(6) 関係法令等の抜粋

この手引きの1~10,15までは各学生が本学のそれぞれの科を卒業するために必要な単位及びそれらを修得するための諸規定、手続きについて述べてきたが、この章ではそれらの基礎となっている関係諸法令の重要部分の抜粋を示す。各自に関係ある部分は熟読してよく理解すること。

1) 短期大学に関するもの (全科に共通)

○学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)(平成19年法律第96号改正)

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2. 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。
3. 前項の大学は、短期大学と称する。
4. 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
5. 第2項の大学には、学科を置く。
6. 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
7. 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に編入学することができる。
8. 第97条の規定は、第2項の大学については適用しない。

○学校教育法施行規則(昭和22年5月23日 文部省令第11号)(平成19年文科令40号改正)

第142条第2項 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格(略) その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準(昭和51年文部省令第21号)(略)の定めるところによる。

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

○短期大学設置基準(昭和50年4月28日 文部省令第21号)(平成19年文科令22号改正)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2. 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。第三号省略
3. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

2) 教育職員免許状に関するもの(家政科福祉情報専攻、幼児教育学科、生活芸術科及び音楽科に共通)

本学の正規の課程は、教育職員免許法(昭和24年5月31日法律147号)第5条第1項の規定に基く、免許状の所要資格を得させるための正規の課程としての認可を受け、昭和29年4月より中学校教諭二種普通免許状「家庭」、昭和30年4月より同じく「美術」及び幼稚園教諭二種普通免許状を、昭和43年4月より中学校教諭二種普通免許状「音楽」を得させるための課程を設け、それに必要な授業科目を開設している。また、昭和43年4月より上記各免許状の所要資格を得させるための聴講生(科目等履修生)の課程としての認可を受け卒業生及び一般の人々の免許状取得又は上進に資している。

以下に関係法令の抜粋を記す。

○教育職員免許法(昭和24年5月31日 法律第147号)(平成20年法律第73号改正)

第1条 この法律は教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

第2条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(以下「教員」という。)をいう。

第2項、3項、4項、5項省略

第5条 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 18歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 成年被後見人又は被保佐人
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者
- 五 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 六 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第2項、3項、4項、5項、6項省略

7. 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

別表第1（第5条関係）

第1欄		第2欄	第3欄			
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	

備考 1. この表における単位の修得方法については、文部省令で定める（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする）。

2. 2の2. 省略

2の3. 第2欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。

3. 省略

4. この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状

又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。

5. 第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
 - イ. 文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
 - ロ. 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの
6. 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
7. 8. 省 略
9. 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

○教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日 文部省令第26号）（平成22年文科令9号改正）

- 第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。
- 第1条の2 免許法別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（略）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項（略）に定める基準によるものとする。
- 第2条 免許法別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。
2. 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。
- 第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計20単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。

- 及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。
2. 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領、同令第52条に規定する小学校学習指導要領、同令第74条に規定する中学校学習指導要領又は同令第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
 3. 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。
 4. 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等のうち6以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。）についてそれぞれ2単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
 5. 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位以上を修得するものとする。
 6. 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。
 7. 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては小学校、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては幼稚園及び中学校、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。
 8. 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする。（第7条第1項及び第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）
 9. 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第18項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）又は、小学校（特別支援学校の小学部及び附則第18項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
 10. 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第18項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに附則第18項

第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。)において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目(教育実習を除く。)の単位をもって、これに替えることができる。

11. 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目(教職実践演習を除く。)の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする(第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。)
12. 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位)まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教育実践演習にあつては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
13. 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
14. 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編制の方法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)の単位のうち、2単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位)までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。
15. 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもってあてることができる。
16. 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。
17. 括弧内の数字は、免許法別表第1備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位とする。

第66条の6 免許法別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位とする。

3) 音楽療法士に関すること

音楽療法士(2種)の称号の授与に関する規程抜粋(平成22年6月7日改正)

[音楽療法士(2種)の称号授与の要件]

第2条 音楽療法士(2種)の称号は、全国音楽療法士養成協議会(以下「本協議会」という。)が認定する音楽療法士(2種)養成所の教育課程を履修し、所定の単位を修得して卒業した者に授与するものとする。

〔単位の修得方法等〕

第3条 音楽療法士（2種）の称号の授与を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。

- 一 前条に該当する者の単位の修得にあたっては、音楽専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養と福祉に関する知識及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること。
 - 二 前条に規定する音楽療法士（2種）の称号の授与を受ける場合の単位の修得方法は、音楽に関する分野、音楽療法に関する分野、音楽療法の関連分野に係るものをそれぞれ履修し、かつ講義、演習、実習又は実技を適切に含めて41単位以上となるよう修得すること。
 - 三 前項に規定する41単位以上に加えて、教養関連科目（外国語コミュニケーション2単位、情報処理2単位を含む）として12単位以上を修得すること。
- 2 教養関連科目は、音楽療法士（2種）養成の教育課程との関連に留意して科目を設定する等、学生の学習意欲を高めるための創意・工夫に努めること。
- 四 1単位に要する時間数は、短期大学設置基準に定める授業時間数による。

〔入学前の既修得単位等の認定及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修等〕

第5条 本協議会が定める教育課程を有する短期大学は、当該短期大学が教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に大学又は短期大学において修得した授業科目の単位を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における音楽療法士（2種）の称号授与を受けるための授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

この場合において、音楽療法士（2種）の称号授与を受けるための授業科目の履修としてみなすことができる単位数は、音楽系大学又は音楽系短期大学にあっては、第3条二に規定するところによる「音楽に関する分野」に係る単位数を上限とする。また、音楽系以外の大学・短期大学にあっては、第3条二に規定するところによる「音楽療法の関連分野」に係る単位数を上限とする。

- 2 本協議会が定める教育課程を有する大学は、当該大学が教育上有益と認めるときには、学生が他の大学または短期大学において修得した授業科目の単位を、当該短期大学における音楽療法士（2種）の称号授与を受けるための授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

この場合において、音楽療法士（2種）の称号授与を受けるための授業科目の履修としてみなすことができる単位数は、音楽系大学又は音楽系短期大学にあっては、第3条二に規定するところによる「音楽に関する分野」に係る単位数を上限とする。また、音楽系以外の大学・短期大学にあっては、第3条二に規定するところによる「音楽療法の関連分野」に係る単位数を上限とする。

〔音楽療法士（2種）の称号の授与申請〕

第7条 第2条の規定により音楽療法士（2種）の称号の授与を受けようとする者は、本協議会が定める音楽療法士（2種）の称号の認定証交付申請書に、次の各号に掲げる書類（1通）及び申請手数料30,000円を添え、2月又は9月に本協議会会長に申請するものとする。（以下略）

16. 文化学科 教育課程

(1) 共通基礎科目（各学科・専攻共通）

区 分	授 業 科 目 名	単位数		授 業 の 態 形	開講期(毎週のコマ数)				指定科目					備 考	
		必 修	選 択		1 年		2 年		教 職	情 報 処 理 士 ⑩	食 物 栄 養	保 育 士	音 楽 療 法		
					I 期	II 期	III 期	IV 期							
人間学系	宗 教 学	2		講 義	1					※1					
	哲 学 ・ 倫 理 学		2	講 義		1					※1				
	文 化 史		2	講 義		1					※1				
生活学系	日 本 国 憲 法		2	講 義	1				○※1	※1					
	社 会 科 学 (政 治)		2	講 義	1						※1				
	社 会 科 学 (経 済)		2	講 義		1					※1				
生活科学系	自 然 科 学 (物 理)		2	講 義		1					※1				
	自 然 科 学 (化 学)		2	講 義		1					○				
	自 然 科 学 (生 物)		2	講 義	1						○				
語学系	言 葉 と 表 現		2	講 義		1					※1				※1
	総合英語コミュニケーション		2	演 習	(1)	(1)			○		※1		○		※1
	英 語 表 現 法		2	演 習	(1)	(1)					※1				※1
健康学系	健 康 ス ポ ー ツ 論		1	講 義		1			○※1		※1		○※1	○※1	※1
	ス ポ ー ツ 実 技		1	実 技	1				○		※1		○		
キャリア系	情 報 処 理 I		2	演 習	1				○	○	※1		○		
	キ ャ リ ア デ ザ イン I		2	講 義	1						※1				
	キ ャ リ ア デ ザ イン II		1	講 義	(1)						※1				※2
特別科目	芸 術 鑑 賞 講 座 ・ 教 養 講 座 I	0.5		演 習	(1)										
	芸 術 鑑 賞 講 座 ・ 教 養 講 座 II	0.5		演 習			(1)								
合 計		3	29		8	9									

○は必修科目。※1開講期は、学科専攻により異なる場合がある。 ※2就職部が運営する実践的な就職活動支援科目。

単位互換制度

郡山女子大学をはじめ、学園内に設置されている放送大学等、県内16大学・短大間での単位互換の制度がある。ここで修得した単位は共通基礎科目の単位に換算される。

(2) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

歴史や文化に関する知識、更に、文化施設の現場で通用する実践的な専門知識の学修を通し、「地域の文化施設で活躍する人材」の育成を目的とする。また、司書、学芸員補、社会教育主事補の資格取得可能な専門教育を編成し設置する。

1. 1年に入門、概論の専門教育科目を必修とし、2年より専門性に特化した専門教育科目を編成する。
2. 「地域文化論」科目を開設することで、地域社会の創造に力を発揮できる人材を輩出することを目指す。
3. 歴史や文化に関する専門分野の基礎を学び学問的関心を高め、2年間の集大成として「卒業研究」において、自ら問題意識をもって学びを追求することのできる分析力を身につける。
4. 学芸員課程（歴史文化系）の教育プログラムを設置する。
5. 司書課程では、図書館で求められる幅広い教養を学修するための専門的な教育を実施し、知識の形成を目指す。
6. 社会教育主事課程では、公民館で求められる幅広い知識を修得するために、専門教育科目を設置する。

(3) 専 門 科 目

区 分	授 業 科 目 名	開 講 単 位 数	卒業必修・ 選択の別		授業の形態			開講期 (毎週のコマ数)				備 考	
			必 修	選 択	講 義	演 習	実 習 等	1 年		2 年			
								I 期	II 期	III 期	IV 期		
	日 本 文 化 史	2	2		2			1					
	国 際 文 化 史	2	2		2			1					
	美 学	2		2	2					1			
	民 俗 学 I	2	2		2			1					
	民 俗 学 II	2		2	2					1			
	考 古 学 I	2	2		2				1				
	考 古 学 II	2		2	2					1			(含 発掘調査)
	地 域 文 化 論 I	4	4			4		1	1				
	地 域 文 化 論 II	4	4			4				1	1		
	基 礎 ゼ ミ	2	2			2		1	1				(含 研修旅行)
	日 本 史	2		2	2					1			
	西 洋 史	2		2	2							1	
	美 術 史	2	2		2			1					
	文 化 資 源 論	2		2	2					1			
	宗 教 文 化 史	2	2		2				1				
	比 較 宗 教 学	2		2	2							1	
	文 芸 論	2		2	2					1			
	芸 能 論	2		2	2							1	
	生 涯 学 習 概 論	4		4	4			1	1				
	図 書 館 概 論	2		2	2			1					
	博 物 館 概 論	2		2	2			1					
	博 物 館 情 報 ・ メ デ ィ ア 論	2		2	2					1			
	博 物 館 展 示 論	2		2	2							1	
	博 物 館 教 育 論	2		2	2					1			
	卒 業 研 究	4	4			4				1	1		
計	25 科 目	58	26	32	44	14		9	5	10	6		

注1) GPA活用

①博物館実習の学外実習(2年次)を受講できる学生の条件として、1年次の成績のGPAを2.0以上とする。

②GPA2.0以上を専攻科への進学条件とする。

(4) 社会教育主事課程、学芸員課程及び司書課程

区 分	授 業 科 目 名	開 講 単 位 数	卒業必修・ 選択の別		授業の形態			開講期 (毎週のコマ数)				備 考
			必 修	選 択	講 義	演 習	実 習 等	1 年		2 年		
								I 期	II 期	III 期	IV 期	
社会教育主事 課程	生涯学習概論	4	4		4			1	1			社会教育概論
	社会教育計画	4	4		4			1	1			
	社会教育演習	4	4			4				1	1	
	社会教育特講Ⅰ	4	4		4					1	1	現代社会と社会教育
	社会教育特講Ⅱ	4	4		4					1	1	社会教育活動・事業・施設
	(社会教育特講Ⅲ)	(4)	(4)									その他必要な科目
	図書館概論	2		2	2			1				社会教育特講Ⅲは、これらの科目中より 2科目4単位以上を修得すること。
	博物館概論	2		2	2			1				
	博物館資料論	2		2	2				1			
	博物館経営論	2		2	2						1	
博物館教育論	2		2	2					1			
計	10 科目	30	20	10	26	4		4	3	4	4	
学芸員課程	生涯学習概論	4	4		4			1	1			
	博物館概論	2	2		2			1				
	博物館経営論	2	2		2						1	
	博物館資料論	2	2		2				1			
	博物館資料保存論	2	2		2						1	
	博物館展示論	2	2		2						1	
	博物館情報・メディア論	2	2		2					1		
	博物館教育論	2	2		2					1		
	博物館実習	3	3			3				1	1	他に学外実習(1週間程度)
	日本文化史	2	2		2			1				学芸員課程任意設定科目
	国際文化史	2	2		2			1				
	民俗学Ⅰ	2	2		2			1				
	考古学Ⅰ	2	2		2				1			
美術史	2	2		2			1					
計	14 科目	31	31	0	28	0	3	6	3	3	4	
司書課程	生涯学習概論	4	4		4			1	1			
	図書館概論	2	2		2			1				
	図書館情報技術論	2	2		2					1		
	図書館制度・経営論	2	2		2					1		
	図書館サービス概論	2	2		2				1			
	情報サービス論	2	2		2						1	
	児童サービス論	2	2		2			1				
	情報サービス演習	2	2			2				1	1	
	図書館情報資源概論	2	2		2				1			
	情報資源組織論	2	2		2				1			
	情報資源組織演習	2	2			2				1	1	
	図書館基礎特論	1	1		1							0.5
	図書館情報資源特論	1	1		1							0.5
計	13 科目	26	26	0	22	4	0	3	4	4	4	

(5) 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

以下にかかげる知識や資質を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して短期大学士(文化学)を授与する。

1. 基礎科目によって基礎的で総合的な知のあり方を理解している。
2. 専門教育において入門的な専門知識を修得している。
3. 文化について、専門教育において、深く幅広い知識を修得している。
4. 専門教育の実習を通して社会にかかわる力を身につけている。
5. 現代社会の多様な課題を自らの力で発見し、それらを分析し、解決する能力が身につけている。
6. 専門的知識を活用し、論理的に課題を探求し、他者と協調し問題を解決していく主体的行動力が身につけている。

(6) 免許状(証)及び資格等を取得するための教育課程

前記 16. 教育課程に記した教育課程は、本学の各科、専攻を卒業するために必要な必修単位と各自の選択にて修得すべき単位とを明らかにしたものであるが、この他本学においては、次に示すような各種免許状(証)及び資格を取得するための課程が認定されており、それに必要な授業科目が開設されている。なお、このために各科において修得しなければならない授業科目及び単位については、16. 教育課程のカリキュラム表の備考欄及び(注)に明記してあるのでよく注意すること。

科・専攻	取得可能な免許状(証)及び資格の種類
文化学科	社会教育主事補(任用資格)、学芸員補(任用資格)、司書

(7) 関係法令等の抜粋

この手引きの1~10,16までは各学生が本学のそれぞれの科を卒業するために必要な単位及びそれらを修得するための諸規定、手続きについて述べてきたが、この章ではそれらの基礎となっている関係諸法令の重要部分の抜粋を示す。各自に関係ある部分は熟読してよく理解すること。

1) 短期大学に関するもの(全科に共通)

○学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)(平成19年法律第96号改正)

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2. 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。
3. 前項の大学は、短期大学と称する。
4. 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
5. 第2項の大学には、学科を置く。
6. 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
7. 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に編入学することができる。
8. 第97条の規定は、第2項の大学については適用しない。

○学校教育法施行規則(昭和22年5月23日 文部省令第11号)(平成19年文科令40号改正)

第142条第2項 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格(略)その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準(昭和51年文部省令第21号)(略)の定めるところによる。

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

○短期大学設置基準(昭和50年4月28日 文部省令第21号)(平成19年文科令22号改正)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2. 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。第三号省略
3. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

2) 学芸員課程・司書課程・社会教育主事課程関連法規

- ・ 博物館法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO285.html>
- ・ 博物館法施行規則 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S30/S30F03501000024.html>
- ・ 図書館法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO118.html>
- ・ 図書館法施行規則 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25F03501000027.html>
- ・ 社会教育法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO207.html>

17. 専攻科（文化学専攻）

(1) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

本学専攻科は、学位授与機構が認定した「特例適用専攻科」である。学修総まとめ科目の「文化史総合演習」において、2年間の学修成果が評価され、合格するための専門教育が体系的に学修できるよう教育編成をしている。学位授与機構より学士（文学）の学位を取得することを目指す。

1. 多様な歴史や文化のあり方を認識するために、1年において「文化史概論」を必修とし歴史学の本質を学修する。
 2. 学修成果の研究テーマは1年の早い段階に決定し、指導教員のもとで準備を始める。
 3. 研究テーマに関連した授業を中心に選択できるように科目を設置する。
 4. 「履修計画書」を学位授与機構に提出し、「文化史総合演習」（必修）において学修・探究成果の小論文を完成し、「成果の要旨」を学位授与機構に提出する。
 5. 学芸員課程、社会教育主事課程を修了し、専攻科において学士（文学）を取得することで、学芸員、社会教育主事の資格を得られる教育プログラムを編成している。
 6. 日本史、西洋史、考古学、民俗学、美術史など、歴史学を多角的に探求できるカリキュラムを構成し、学芸員の資格取得のための専門的科目を設置する。
 7. 専門職につくために、積極的な支援体制を編成する。
- ・専攻科は短期大学の教育の基礎の上に、より高度な知識と専門的な技術を教授し、その研究を指導することを目的とする（学則第53条）。
 - ・専攻科の修業年限は2年とし、在学年数は4年を越えることはできない（学則第54条）。
 - ・専攻科の授業科目及び単位数は、次のとおりとする（学則第57条）。

(2) 開講科目

専攻の名称	授業科目名		必修	選択		備考
文化学専攻	専門的科目	文化史概論	4		1年	歴史に関する基礎科目
		日本宗教の歴史と文化		4	2年	
		日本古代の歴史と文化		4	2年	
		◎日本古代中世史		2		
		日本近世の歴史と文化		4	1年	
		日本近代の歴史と文化		4	1年	
		考古学特論		4	1年	
		日本の考古学		4	1年	
		中国の歴史と文化		4	1年	
		西洋美術史		4	2年	
		◎歴史から見る中国		2		
		日本人の生活史		4	2年	
		ドイツの歴史と文化		4	1年	
		フランスの歴史と文化		4	1年	
		アメリカの歴史と文化		4	1年	
		日本女性史		4	1年	
		文化史総合演習	4		2年	学修総まとめ科目 1科目4単位以上を必修とする
		西洋美術史演習		4	2年	
		日本生活史演習		4	2年	
		日本宗教史演習		4	2年	
日本文化史演習		4	2年			
中国文化史演習		4	2年			
西洋文化史演習		4	2年			
考古学演習		4	2年			

専攻の名称	授 業 科 目 名		必修	選択	備 考
文化学専攻	専門関連科目	※ 哲 学 的 人 間 論		2	2科目以上選択
		※ 日 米 比 較 生 活 論		2	
		※ 衣 生 活 文 化 論		2	
		※ 食 生 活 概 論		2	
		※ 住 生 活 概 論		2	
		※ 生 活 経 済 学		2	
		※ 家 族 関 係 学		2	
		◎ 文 化 人 類 学		2	
	その他の科目	※ 情 報 処 理 演 習		2	2科目以上選択 情報処理演習を視聴覚教育メディア論、生活情報を博物館経営論で代替することができる。
		※ 社 会 調 査 法		2	
		※ 生 活 情 報		2	
		※ 総 合 英 語 コミュニケーションI		2	

注) ◎印は、放送大学開講科目（単位互換による。）

※印は、郡山女子大学家政学部開講科目。

- ・専攻科の文化学専攻を修了するためには2年以上在学し、専門的科目について54単位以上、専門関連科目について4単位以上、専攻に係る科目以外の科目について4単位以上、計62単位以上を修得しなければならない（専攻科に関する規則第8条）。
- ・専攻科において教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が他の大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を越えない範囲で、本学専攻科において履修したものとして単位を認めることができる（学則第60条）。
- ・専攻科修了見込みの者（修了した者を含む）で、学位授与機構が授与する学位を取得しようとする場合は、所定の手続きに従って申請しなければならない。

尚、特例適用専攻科生として申請する場合は、本学専攻科開講の専門的科目を62単位以上取得しなければならない。

(3) 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

以下にかかげる知識や資質を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、本学が評価を行い、「大学評価・学位授与機構」が審査し、学士（文学）の学位を授与する。

1. 専門的科目において、専門的知識を修得している。
2. 専門的科目において、研究能力が身についている。
3. 研究課題を適切な歴史学のテーマに設定する知識が身についている。
4. 研究課題の成果である論文を論理的、創造的にまとめる力が身についている。
5. 歴史学を専攻する学士（文学）の学位を取得することで、社会教育の充実発展に寄与できる能力が身についている。